

計量行政審議会基本部会（平成28年度第1回）

議事録

日時：平成28年6月10日（金曜日） 13時30分～16時30分

場所：経済産業省別館1階101-2・103・105共用会議室

議題：

1. 基本部会の開催趣旨及び審議の進め方について
2. 計量制度見直しの各論点における今回の見直しの方向性について
3. その他

[配布資料]

資料1-1 開催趣旨及び審議の進め方について

資料1-2 計量行政審議会でなされた意見

資料2 計量制度見直しの各論点における今回の見直しの方向性（案）

資料2参考 計量制度の概要（参考）

[配布資料（参考資料）]

参考資料1 委員名簿

参考資料2 「計量制度に関する課題検討会」報告書（平成28年3月）

出席者

[委員]

大谷 進	日本電気計器検定所理事長
葛西 光子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会監事
片桐 拓朗	一般財団法人日本品質保証機構理事
金澤 秀子	慶応義塾大学薬学部教授
河村 真紀子	主婦連合会事務局長
黒田 道子	東京工科大学名誉教授
小林 雄志	一般社団法人日本計量振興協会推進部部長
不破 由晃	電気事業連合会工務部副部長（早田 敦委員代理）
高辻 利之	国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センター 工学計測標準研究部門研究部門長
高増 潔	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授
瀧田 誠治	一般社団法人日本電気計測器工業会技術・標準部部長
田中 正廣	一般社団法人日本環境測定分析協会会長
田中 康之	一般社団法人日本計量機器工業連合会理事
戸谷 嘉孝	東京都計量検定所所長
山崎 京子	独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター次長

[関係者]

江口 法生	一般社団法人日本スーパーマーケット協会理事・事務局長
大日向 博	一般社団法人日本スーパーマーケット協会企画・渉外部

(敬称略)

○三浦計量行政室長　それでは、定刻の少し前ですが、各委員の皆様方おそろいのようにございますので、ただいまから平成28年度第1回計量行政審議会基本部会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます経済産業省産業技術環境局計量行政室長の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本部会の開催に当たりまして、星野岳穂大臣官房審議官よりご挨拶申し上げます。

○星野大臣官房審議官　ご紹介いただきました経済産業省産業技術環境局の星野でございます。産業技術及び基準認証関係を担当させていただいております。

本日は大変ご多用の中、これだけ多くの委員の先生方と、ご関係の皆様方に、暑い中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

計量制度は、申し上げるまでもなく非常に長い歴史の中で、さまざまな環境変化があっても、基本的な考え方・軸はぶらすことなく、計量の重要性、必要性、公平性の観点あるいは効率化の観点も含めまして、安全性も含めまして、重要な基盤の制度だという認識のもと、これまで私どもも運営を進めてきたわけでございますが、ただ、一方で、申し上げるまでもなく、環境の変化や経済情勢の構造の変化、あるいは技術の進歩、さまざまな中で、折をみてこの計量制度も実情に即した形で、基本の理念は変えないにしても、より実態に即して、より効率化、より進歩を進めていくということで見直しをするということを進めてきたわけでございますけれども、このたび私どもでも、やはり昨今のさまざまな技術の進展、計量行政を取り巻く環境あるいは体制の面など、変化がありますので、改めてここで、さきの5月20日になりますが、約10年ぶりに計量行政審議会を開催いたしまして、内山田会長に計量行政の音頭をとっていただきました。第1回の計量行政審議会の開催に先立ちまして、私ども事務局のほうで計量制度に関する課題検討会というものの開催を申し上げまして、これも有識者の方々にお集まりいただいて、視野を広げていくに当たって、どのような課題が今存在しているのかというものをご議論いただいて、それを報告書にとりまとめまして、先日の第1回計量行政審議会でお諮り申し上げまして、ご議論をさまざまにいただいたということでございます。

具体的には、民間の参入のあり方あるいは技術革新に対する対応、それから対象範囲の明確化、主には3つの視点につきまして委員の皆様からさまざまなご意見をいただきまして、その中で計量行政審議会からは、この基本部会に対しましてさらなる詳細な論点を議論していただくということで答申の作成が付託をされたという経緯でございます。

この基本部会におかれましては、そういった経緯もございますので、少し駆け足にはな  
ってしまいますけれども、7月いっぱいを目途に計量行政審議会に対する答申案の作成に  
向けましたご審議をお願いできればということでございます。もちろん、非常にタイトな  
スケジュールでございますけれども、その分議論が疎にならないように、私どもしつかり  
と皆様方のご意見、ご議論を受けとめる次第でもございますし、その意味では大変申しわ  
けないのですけれども、きょうも少し長い時間を、皆様方のご協力をいただきまして幾つ  
かの論点につきましてご議論をいただくということでございます。大変お忙しい中、本当  
に貴重なお時間を、ご協力いただきましてありがたいと存じております。

私どもとしましても、この計量制度というものを、より時代に即した、よりいいものに  
変えていきたいと思っておりますので、ぜひ屈託のない見直しのご議論をよろしく願い  
たいと思います。

それでは、きょうは長い時間になりますが、よろしく申し上げます。

○三浦計量行政室長 本日は、部会の開催に必要な定足数を満たしております。基本部  
会は、計量法施行規則第110条第1項及び第6項の規定に基づき成立していることを報告  
いたします。

なお、本部会につきましては公開で行います。写真撮影につきましては議事に入る前ま  
でとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

また、この基本部会は、メインテーブル皆様におかれましてはお手元に i P a d を配付  
してございます。こちらの中に本日の資料が入っておりますので、これをご覧いただけま  
すようお願いいたします。

続きまして、参考資料1に基づきまして、委員のご紹介をさせていただきます。

本日は、名古屋大学イノベーション戦略室長・教授の一村委員、そして、宮城県地域婦  
人団体連絡協議会会長・大友委員は所用により欠席となっております。

それでは、ただいまからご紹介いたしますので、一言ずつご挨拶をいただければと思  
います。よろしく申し上げます。

まず、日本電気計器検定所理事長、大谷委員、申し上げます。

○大谷委員 大谷でございます。よろしく申し上げます。

○三浦計量行政室長 続きまして、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談  
員協会監事、葛西委員、申し上げます。

○葛西委員 葛西でございます。どうぞよろしく申し上げます。消費者の視点で何

か意見を述べられればと思っています。

- 三浦計量行政室長 日本品質保証機構理事、片桐委員、お願いいたします。
- 片桐委員 日品機の片桐と申します。よろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 慶應義塾大学薬学部教授、金澤委員、お願いいたします。
- 金澤委員 慶應の金澤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 主婦連合会事務局長、河村委員、お願いいたします。
- 河村委員 河村でございます。よろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 東京工科大学名誉教授、黒田委員、お願いいたします。
- 黒田委員 黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 日本計量振興協会推進部部长、小林委員、お願いいたします。
- 小林委員 小林です。よろしくお願ひします。
- 三浦計量行政室長 電気事業連合会工務部、早田委員の代理であります不破副部长、お願いいたします。
- 不破氏 早田の代理で参りました不破でございます。よろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 産業技術総合研究所計量標準総合センター部門長、高辻委員、お願いいたします。
- 高辻委員 高辻です。よろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 東京大学大学院工学系研究科教授、高増委員、お願いいたします。
- 高増委員 高増です。よろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 日本電気計測器工業会技術・標準部部长、瀧田委員、お願いいたします。
- 瀧田委員 瀧田でございます。よろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 日本環境測定分析協会会長、田中正廣委員、お願いいたします。
- 田中（正）委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 日本計量機器工業連合会理事、田中康之委員、お願いいたします。
- 田中（康）委員 田中康之です。よろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 東京都計量検定所所長、戸谷委員、よろしくお願いいたします。
- 戸谷委員 戸谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 三浦計量行政室長 製品評価技術基盤機構認定センター次長、山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 ありがとうございます。

本日の基本部会は、自動はかりに関する論点もございますので、日本スーパーマーケット協会より江口理事・事務局長、企画・渉外部、大日向様にお越しいただいております。

○江口氏 江口と申します。よろしくお願いいたします。

○大日向氏 大日向でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 それでは、部会長の選任に移りたいと思います。

事務局といたしましては、高増委員にお願いできればと思っておりますが、皆様いかがでございましょうか。

<異議なし>

○三浦計量行政室長 ありがとうございます。異議がないようですので、高増委員が部会長に選任されました。

それでは、部会長席にお移りいただき、一言ご挨拶を賜りたく存じます。

○高増部会長 部会長を仰せつかりました東京大学の高増です。よろしくお願いいたします。

私、計量制度に関する課題検討会のほうの座長をさせていただきまして、きょうの参考資料2にございますような報告書のとりまとめをいたしました。

先ほど星野さんからもお話があったように、民間事業者の参入の促進、技術革新・社会環境変化への対応、規制の範囲、規定事項の再整備明確化という3つの視点に基づいて報告書をまとめました。それに基づいて計量行政審議会のほうもご議論をいただきましたので、そういうことを踏まえてきょうの議論を進めたいと思いますので、ぜひ活発なご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 ありがとうございます。

それでは、これから議事に入りますので、恐れ入りますが写真撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、以降の議事進行は高増部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高増部会長 では、議事に入らせていただきます。

暑い中ですが、時間はそれなりにとっておりますが、内容をみていただくとわかるように非常に多くの内容がございますので、効率的に審議を進められたらと思っております。

本議会の議事の運営についてですが、議事、配付資料、議事録は原則公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず配付資料の確認をお願いします。では、事務局のほうからお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐　それでは、事務局より本日の配付資料について確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、i P a dにて各自ご参照をお願いいたします。i P a dにそれぞれの資料が保存されております。詳しく申し上げますと、資料1—1「開催趣旨及び審議の進め方について」、資料1—2「計量行政審議会でなされた意見」、資料2「計量制度見直しの各論点における今回の見直しの方向性（案）」、資料2参考「計量制度の概要（参考）」。

資料2参考につきましては、i P a dと並べてご参照いただくために、本日メインテーブルの皆様、紙資料にて配付をいたしておりますので、適宜ご参照をお願いいたします。あと、i P a dには参考資料1、2のほうも保存しておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○高増部会長　よろしいでしょうか。

では、審議のほうに移りたいと思います。

議題1ですが、「基本部会の開催趣旨及び審議の進め方について」。

まず、資料1—1をご覧ください。

では、これについて事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐　では、事務局よりご説明差し上げます。

i P a dのほうをご参照いただきまして、資料1—1をご参照いただけますようお願いいたします。もしi P a dの不具合等ございましたら、適宜挙手のほうをお願いいたします。

それでは、資料1—1「開催趣旨及び審議の進め方について」でございますが、1.に審議会の開催の経緯を記載しております。

計量制度は、昭和26年の計量法制定、また、平成5年の改正計量法の施行など、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきております。

また、こうした中、時代の変化によりまして、その技術の進展やユーザーニーズの多様化等があり、こうした変化に的確に対応した計量法の執行が求められております。

その状況下におきまして、先般、林経済産業大臣から内山田計量行政審議会会長に対しまして、今後の計量法の施行の在り方について諮問が行われたところでございます。この諮問を受けまして、今年5月20日に第1回計量行政審議会が開催され、審議会委員からご

意見をいただいたところでございます。

次に、2.の「基本部会における検討の進め方」でございますが、計量行政審議会におきまして、この基本部会に詳細な議論については付託をされております。この基本部会につきましても、後ほどご説明差し上げますけれども、3つの視点というものに沿ってさらに詳細なご審議をいただきたいと考えております。

その後ですが、基本部会におきましてとりまとめ、答申案を作成いたしまして、その後、計量行政審議会において当該答申案を審議・議決し、答申することといたします。

次の2ページ目でございますが、3.として「審議の主なスケジュール(案)」を記載しております。

基本部会につきましては、本日6月10日から7月下旬までに3回程度開催を予定しております。こちらで答申案を作成するという状況になります。7月下旬までに答申案を作成できましたら、計量行政審議会のほうで8月上旬をめどに開催いたしまして審議を行うということになります。また、この答申案につきましては、パブリックコメントを行い、広く意見を募集するということとなりますので、このパブリックコメントを経た後に答申といたします。

なお、計量行政室では、計量行政審議会の答申に基づきまして、平成29年4月の公布をめどに所要の政省令等の措置の検討を行う予定としております。

あと、4.でございますが、「会議及びその結果等の取扱い」ということございまして、本審議会は、計量行政審議会運営規程第4条に基づき、原則として会議または議事録を公開することになります。経済産業省ホームページにて公開されます。また、審議の結果につきましても答申として公表をいたします。

事務局からは以上でございます。

○高増部会長　　ありがとうございました。

それでは、今の説明について、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

基本部会は3回開くということですが、7月下旬までということで非常にタイトな日程でございます。7月下旬の最後には答申案自体をしっかりと審議しなくてはいけないので、今回、次回にかけて基本的な意見を集められれば良いと思っております。

ということで、よろしいでしょうか。

では、次は、資料1—2で、「計量行政審議会でのなされた意見」について、これも事務局のほうからご説明をお願いします。

○田中計量行政室室長補佐　それでは、資料1—2の「計量行政審議会でごなされた意見」についてご参照いただければと思います。

こちらは、計量行政審議会、5月20日に開催されました中で、各委員の皆様からなされた計量制度見直しの論点に関する意見をまとめております。これらのご意見を踏まえつつ、この基本部会においてもご審議をいただきたいと考えております。

この5月20日にいただいたご意見につきましては、ここに全てまとめておりますが、本日は時間の都合もございまして全て読み上げることはいたしません、ポイントとしてご紹介を差し上げたいと思います。

まず、1つ目でご意見がありましたのは、やはり前回の計量法の大改正が平成5年にございまして、それ以降で民間の状況、特に校正・試験事業者認定制度が根づいてきた、まただぶ事業者の力を信用できる状況になってきたという意見がございました。こういった平成5年からの変化というご意見がございました。

また、2点目でございますが、一方で、やはり公平性や公正さといったもの、そういった観点を担保すべきであるというご意見をいただいております。やはり全体的に効率化やコストといった観点の論点が多かったですけれども、その中でも公平性というものを確保すべきであるというご意見をいただいております。詳細につきましては、資料1—2のほうをご参照いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○高増部会長　ありがとうございました。

これについて何かご質問とかご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

よろしいでしょうか。

では、議題2、ここがきょうの本題なのですけれども、「計量制度の見直しの論点について」に進ませていただきます。

先ほどからお話があるように、視点が3つございますので、それぞれの視点で区切ってご意見をいただいて、また、最後にまた全体についてのご意見もいただきたいと思っておりますので、まず最初は視点1から始めたいと思っております。

それでは、本日の資料2ですけれども、これは「計量制度見直しの各論点における今回の見直しの方向性（案）」となっております。これについて、これから審議をしたいと思っております。

きょうで方向性を全て確定するというは無理だと思いますので、おおよその方向性を部会として確認して、特に異議がないものについては方向性を固めたいと思いますけれども、議論の分かれるようなところについては引き続き議論をするということになると思います。

それから、3つの視点に分類されているので、視点ごとに時間を区切って説明を事務局のほうからしていただいて、その後、質問、議論をしたいと思います。

では、資料2の、まず視点1でございますが、これは「民間事業者の参入の促進」という視点で、この中に論点が1～6まで6つございます。これについて、まず事務局に説明をしていただいて、その後議論をしたいと思います。合わせて目安として40分程度を考えております。

では、資料2の視点1について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐　それでは、事務局より説明をさせていただきます。

資料につきましては、i P a dで資料2のほうをご参照いただければと思います。また、適宜資料2の参考についてはご参照いただくという形になります。

まず、冒頭に、資料の見方から説明を差し上げたいと思います。

資料2につきましては、5月20日の計量行政審議会で説明された論点、全部で21あるのですが、それが全てまとめられております。論点の内容と論点に応じて、例えば制度の現状、今後の展望、そういったものがまとめられておりまして、その中で赤囲みで「見直しにおける方向性（案）」というものがそれぞれの論点に記載しております。今回は、この「見直しにおける方向性（案）」を中心に、ご意見、ご議論をいただきたいと考えております。こちらの論点が21ございますので、3つの視点に分けまして、時間を区切りまして進めることとなります。

また、お手元に配付してございます資料2参考でございますが、前半の部分につきましては、具体的に申し上げますと、13ページまでは5月20日の計量行政審議会の資料と同じものでございます。今回は、14ページ以降、参考資料として、それぞれの論点についてのポイントとなる例えばデータなどを事務局のほうでまとめております。こちらにつきましても必要に応じてご参照いただければ幸いです。

では、資料2について説明を進めさせていただきたいと思います。

まず、1つ目は視点1ということでございまして、「民間事業者の参入の促進」という論点をまとめてございます。適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発などにおいて高い

技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討するものでございます。

では、論点1でございますが、資料2の3ページでございます。

それぞれにつきまして、論点の詳細な説明は本日割愛させていただきますので、「見直しの方向性（案）」を中心に説明させていただきます。

論点1につきましては、「計量器開発の効率化」ということでございまして、型式承認における試験成績書の受け入れでございます。具体的には、型式承認試験に第三者機関またはメーカーの試験所の試験成績書の受け入れを可能にすべきではないかという論点でございます。

こちらにつきましては、まず、「型式承認制度の現状と今後の展望（案）」ということで、3ページの下でございますが、まとめております。

こちらにつきましては、まず計量法の根幹の大事な制度であるということでございます。こちらの型式承認をいわゆるサンプルで実施することによって、効率的、効果的に新しい計量器の構造が担保されて、特定計量器の規制を維持することができている制度でございます。

また、2点目でございますが、こちらが重要なポイントでございまして、計量器のグローバル化に対応した各国間の試験データの活用ということがございまして、OIMLでは基本証明書制度や型式評価相互承認制度（MAA）が整備されてございまして、各国の型式承認において、相互の試験成績書の活用が進展しつつあります。

また、3つ目でございますが、欧州を初めとする型式承認機関においても、そのMTLの、いわゆる製造事業者内の試験所の試験データの活用が認められております。

こういった状況を踏まえまして、4ページに「見直しにおける方向性（案）」ということでまとめております。それぞれの論点の冒頭に青字で太く記載しておりますが、こちらが今回提示をしております方向性（案）ということになります。

論点1につきましては、「型式承認における試験成績書の受け入れを行うべく、平成29年4月の政省令改正に向け、見直しを進める」という案を提示いたします。

特にその中でも、試験成績書受け入れのニーズ、要望が高いとされる非自動はかりについて受け入れを開始したいと考えております。こちらは、平成30年度をめどに試験成績書の受け入れを開始したいと考えております。

そのほかの特定計量器につきましては、まず、そもそも試験成績書を活用してほしいと

いう要望があるのかどうかというものを、また、それに応じて対応が可能であるかという精査をまずは行いたいと考えております。

こちらにつきましては、効果といたしましては、審査期間が短縮されるということで、通常3ヵ月程度が最大1ヵ月程度に短縮される見込みでございます。

また、次の囲みでございますが、「見直しにあたり整備する要件」ということでございまして、制度の信頼性の確保というものがございまして、こちらは重要な観点だと考えておられて、まず、試験成績書はISO/IEC17025認定を前提として、器差の全数検定や定期検査等の措置については引き続き堅持をいたします。

さらに、それに加えて、さらなる信頼性を確保するために、産総研において追加の判断基準となるガイドライン等を整備いたします。これは、例えば例で記載しておりますが、こういった適切なものを、ガイドラインを産総研において作成するということになります。

また、2つ目の黒丸でございますが、試験成績書の受け入れに関する体制の整備ということでございまして、まず、このISO/IEC17025の認定プログラムの整備を行う必要がございます。こちらにつきましては、例えばNITEやそういったところにおいて、具体的に17025を認定するところについて整備を行う必要がございます。あとは、産総研において試験成績書の受け入れ体制を整備する必要があるので、適切に整備をいたしますということでございます。

こちらが論点1でございます。

続きまして、5ページの論点2に進みたいと思います。

論点2でございますが、「国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進（指定要件の見直し）」でございますが、今、検定を行う指定検定機関という機関、枠組みがございますが、この指定要件を緩和して、いわゆる器差検定のみを行う指定検定機関を認めて民間事業者の参入をやすくするべきではないかというものでございます。

こちらにつきましては、検定制度でございますが、こちらは先ほどの型式承認と違わせて全数検定を行っております。これによって適正な計量と公正・公平な取引・証明を確保した上で、安全・安心を確かなものにしております。この全数検定を行うということでございますので、より効果的、効率的に行うためには、必要に応じて実施者担保をする必要がございます。こういった状況を踏まえて、今回の見直しを検討するというところでございます。

次のページ、6ページの「見直しにおける方向性（案）」でございますが、「中長期的に

検定・検査制度を堅持するために、指定検定（検査）機関に民間事業者の参入を促進する。そのため、平成29年4月の政省令改正に向け、見直しを進める」という案を提示いたします。

こちらは、先ほどの論点の器差のみ指定検定機関というものを認めるべく見直しを進めるということでございます。ただし、この器差のみ指定検定機関は、現行では器差の検定の業務のみを行いますということですね。ほかの業務についてはまだ行いませんということになります。

また、今後具体的に参入される対象が、いわゆる都道府県の計量団体や製造事業者の試験機関等が想定されますが、具体的な参入機関の数や種類については、想定される主要な団体等へ事前の意向調査を行いたいと考えております。

下の枠囲みでございますが、「見直しにあたり整備する要件」といたしまして、1つは「公正、公平性、独立性の担保」、こちらは重要な観点でございます。これらを担保するためには、指定の基準を新たに追加すべきかどうか検討した上で適切に処置をいたします。特に、製造事業者の試験機関を認める場合には、単に別法人という理由だけでいいのかどうかということも検討した上で適切な措置を図ります。

また、営利主義による悪影響への配慮についてもご指摘をいただいているところでございます。こちらにつきましても、例えば特定計量器の種類に応じて段階的に導入するなど、処置を図るということになります。

あと、3つ目でございますが、実施者の要件といたしましては、主に計量制度については計量士という国家資格がございますが、計量士の登録後に計量教習によって、またこの検定を行うなどによって、中長期的に人材を育成するということを行ってまいりたいと考えております。また、この指定検定機関につきましても、同様に指定定期検査機関についても見直しを行うかどうかについては検討したいと考えております。

こちらは論点2でございます。

次に7ページの論点3でございますが、こちらは指定製造事業者の話でございます。「自主的に検討することが認められる指定製造事業者を指定する際のISO9001の活用」ということで、品質管理基準にISO9001の認証結果を活用すべきではないかという論点でございます。

こちらにつきましても、8ページに方向性を記載しております。

「品質管理基準は、常にISO9001の最新版を基礎とし、ISO9001の認証結果を活用

できるよう、平成29年4月の省令改正に向け見直しを進める」としております。

やはり I S O 9001にそろえる場合、最新版の9001を基礎とすべきであるということで、こちらの認証結果を指定の際に活用できるように進めたいと考えております。

ただし、まだ I S O 9001を取得していない事業者への影響も配慮いたしまして、既に指定製造事業者に指定されている事業者への対応は少なくとも3年以上の猶予期間を設けることといたします。

また、「見直しにあたり整備する要件」といたしまして、こちらにも制度の信頼性の確保に努めたいと考えております。こちらにつきましては、I S O 9001のサーベイランス結果の報告の提出の義務づけですとか、また、国及び自治体におきまして試買調査の拡充を図るなどの措置をとりたいと考えております。

こちらが論点3でございます。

次に論点4でございますが、こちらは計量士でございます。

「計量士の確保、育成」ということで、主に登録要件の見直しや研修等の義務づけについてご意見をいただいております。

こちらにつきましては、まず、計量士制度の現状と今後の展望といたしましては、やはり我々は計量士制度というものが大変重要な制度だと考えております。重要な制度であるとともに、より一層の計量士の確保と技能向上が必要であると考えております。こちらにつきましては、やはり一定の計量士の質を保たなければならない。その中で、やはり計量士の数の確保も必要であるといった中で、どのような見直しが必要かということを検討しております。

具体的には、10ページの「見直しにおける方向性（案）」というところでございます。

まず、計量士につきましては、登録要件といたしましては二通りございます。国家試験、いわゆる試験に合格した人が計量士になるコースと、産総研の研修センターの研修を受講して計量士になるコースの二通りがございます。このあたりの詳しい資料は、資料2参考の5ページに、計量士の登録要件についてまとめておりますので、こちらをあわせてご参照ください。

現在、国家試験コースと資格認定コースには、それぞれ計量士の登録時に必要な実務経験というものがございます。こちらの、実務経験の期間を緩和するかどうかということが論点になっております。

まず、資格認定コースでございますが、こちらは一般計量士の5年という実務経験期間

がございますが、こちらについては、ある一定の条件のもと、実務経験期間の短縮を許容するように、今回の制度見直しで行いたいと考えております。現在の基準でも、5年以上のうち、質量の計量に関する実務に2年以上従事していることを含むとありますので、必要最小限の実務経験期間を要求する観点から、「質量の計量に関する実務を2年以上」に見直すといったことを検討いたします。

ただし、国家試験コースのほうは、こちらは試験といったこともございまして、こちらに1年の実務経験期間を課しておりますが、例えば資格認定コースの今回の見直しの結果を精査した上で扱いを検討したいと考えております。

また、計量士の中で2つ目なのですけれども、計量士登録後の技術研修、こちらは大変重要だと考えております。こちらにつきましては、まず、計量法上の計量教習の位置づけのもとに新たに実施するなど、内容の見直しを図りたいと考えております。また、民間の計量士関係団体等による自主的なフォローアップによって計量士の技能向上を図ることを期待いたします。

こちらが論点4でございます。

次に、論点5の11ページでございます。

こちらにつきましては適正計量管理事業所制度といった制度がございまして、こちらの要件の見直しでございまして、具体的にはI S O 9001やI S O 10012を活用すべきではないかというご意見でございます。こちらにつきましては、I S O 10012というものは、計量管理の計量分野に特化した規格でございまして、現在の適正計量管理事業所制度の要件よりかなり高いことを要求しているという観点を踏まえまして、こちらは計量管理方法として認めるべく見直しを進めたいと考えております。

見直しにおける方向性の3つ目ですが、適正計量管理事業所制度の趣旨につきましては自主的な計量管理でございますことから、資格者である計量士の活動によって構築されることが望めます。そのためには、より一層計量士団体等が主体的に計量管理等の活動に取り組み、成熟させることを期待しております。

こちらが論点5でございます。

続きまして、視点1の最後の論点6に進みたいと思います。12ページでございます。

こちらは、基準器とJ C S S（計量標準供給制度）、校正計量器の共通化の論点でございます。

現在の計量法、国内の計量制度におきまして、基準器制度と、J C S S制度がございま

して、基準器制度は、特定計量器の制度を確保するために長年制度として定着をしております。一方、JCS Sは、平成5年の計量法改正において創設された新しい制度ということになります。こちらについては、両方大事な制度と捉えております。この「論点の背景・基本的考え方」の4つ目の丸でございますが、JCS Sが制度創設後20年余り経過しておりますので、普及・定着している分野もありまして、また、グローバル化の進展に伴い、海外においてもJCS Sと同様のISO/IEC17025校正事業者の普及が進展しているため、基準器検査においてこれらの結果を可能な限り活用したいと考えております。

13ページに方向性を記載しております。

こちらにつきましても、先ほど申し上げましたとおりですが、基準器につきましては、例えば有効期間ですとか技術基準などについては引き続き省令やJISにおいて公的に定めるものとしたします。また、基準器検査につきましては、例えばJCS Sの校正証明書を活用できるなどの技術基準の整備を中長期的に進めていきたいと。そのためには、やはり産総研、NMIJの役割が大きいということでございまして、例えばガイドラインを作成するなど措置を図ることが必要になってございます。

視点1の説明につきましては以上でございます。

○高増部会長　　どうもありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました視点1の6つの論点について、見直しの方向性がそれぞれ今説明がありましたけれども、それについて少し議論をしたいと思います。

それで、この今の6つの論点の関係は、例えば資料2参考の4ページ目をみていただくと、これは非自動はかりの例でございますけれども、左のほうから型式試験、これは論点1の関係ですね。それから、検定が論点2の関係で、自主検査の指定製造事業者の話が論点3、定期検査で計量士の話とか適正計量管理事業所の話とかが論点4、論点5というような感じになっていると思います。

それぞれ方向性を案として示していただきたいのですけれども、まず、ご質問、ご意見をご自由に発言していただいて、議論のあるものについてはそれについてまたご意見をいただけたらと思いますけれども、どうでしょうか。産総研のお名前もたくさん出ていたと思うのですけれども。

○高辻委員　　やるとなると我々が頑張って取り組まなければいけないこともたくさんあって、そもそもの論点で、民間事業者の参入ですとかいろいろな、そもそも広い視点でいって、民間事業者の参入ですね。それから、規制緩和というんですか、いろいろもって幅

広く認めていこうという方向に関しては産総研としても賛成です。そこで、何度もご指摘もありましたけれども、何でも認めて信頼性とか社会の安全・安心という観点が抜け落ちるには困りますので、何でも野放しにするのではなくて、きちんと押さえるべきところは押さえて、できるだけ制度を広げていって、なおかつ、例えば認めるための期間が短くなるとか、実際に社会で使われる方々の利益になるような方向で進めていただければと思っております。そのために産総研で必要な措置とか準備とかは頑張らせていただきたいと思いますと思っております。

○高増部会長　　どうもありがとうございました。

全体的なお話でもいいのですけれども、個々についてもご質問をどうぞ。

○戸谷委員　　東京都の戸谷です。

机上に配付されております参考資料ということで、今、4ページの参照がご提示ありましたが、ここでみてみますと、「検定」とあります中の「B」という横向きの矢印ですね。型式試験を産総研さんが行って型式承認が得られたものを都道府県が検定を行うということなのですが、確かに制度上は検定公差のみなのですが、型式承認が得られた器物と合致しているのかどうか、これも実は都道府県ではみているんですね。そこで、確かに型承をとったものであった番号が引用されていても、中身がすっかり入れかわっている、この法定計量の意味がなくなるわけです。ですから、仮に器差のみ検定というものを認めるのだとすれば、その型式試験との接合の部分、構造要件等、あるいは部品が正しく承認されたものが使われているのかどうか、これらをチェックするような仕組みがあわせて必要かと考えます。

○高増部会長　　器差のみ検定というのを認めるとしたときの条件として、型式承認がちゃんとできているかどうかの何らかの判断がないと、器差のみをみても意味がなくなる可能性があるというご指摘。どうもありがとうございます。

これについてよろしいですか。

○三浦計量行政室長　　ご指摘ありがとうございます。そのとおりだと私どもも考えております。ここでは構造基準をみるのと検定公差をみるのと大きく2つに分けておりまして、それぞれの基準を満たしているかどうかという判定ということだと思いますと、検定公差を判定するということですが、それにプラスして型式どおりのものなのかを、実態上、一つ一つ確認されているということなので、そこが抜け落ちないようにということで、制度の見直しでは直接ないのですが、実務としてそこはしっかりと担保できるように我々と

しては考えていきたいと思えます。

○高増部会長　　では、河村委員。

○河村委員　　質問させていただきたいのですけれども、i P a dのほうの資料の11のところ「適正計量管理事業所制度の要件の見直し」というところがあるのですけれども、現在、事業所指定を維持するコストに比べてメリットが小さいと書かれていて、次のパラグラフに維持コストの負担を軽減するというのでI S Oの活用といわれているのですが、今はその適正計量管理事業所になるのにどういうコストがかかって「高い」とここに書かれているのか、教えていただけますか。

○田中計量行政室室長補佐　　こちらにつきましては、資料2参考の6ページをご参照いただきたいと思います。

こちらに適正計量管理事業所の主な指定要件というものをまとめておまして、主に計量士が定期的に検査を行うことと、計量管理の指導を受けていること、また、計量管理規程が定められていることといったことがございます。まずはこちらの指定要件をそろえる必要があるということでございます。

ただ、こちらにつきましては、上の適正計量管理事業所のメリットの①に例えば定期検査を免除といったこともございまして、こういった免除を行う際に、例えば申請に係る書類が煩雑にあるなど、そういったご意見がまずございます。また、加えて、例えば適正計量管理事業所とI S Oの認定を両方受けているところに関しましては、例えば計量管理規程を、それぞれに提出して両方の審査なり認定を受けなければいけないということになってございます。こちらが、例えば計量管理規程が定められているというのは両方とも共通したことでございますので、こういったものが一本化できれば煩雑にならずに済むのではないかといたようなことでございます。

○三浦計量行政室長　　少々補足いたしますと、この③の「計量管理規程が定められていること」ということで、抽象的な規定になっておまして、この規程の中身自体は、それぞれの適正計量管理事業所に所属しております計量士の方々がそれぞれの事業所の実態に応じてつくることになっておまして、これは今きちんと運用はされているわけなのですが、一方で、今申し上げましたとおりI S Oの規格が出てきておりますので、この規格をこの規程の中に一部認めることで事務負担が減るのではないかといたことでございます。

○河村委員　　そんなに中身を理解しているわけではないのですが、このi P a dのほうの11の論点の背景のところ「省令にて規定されているが、厳しい指定要件ではなく」と

書いてあって、ISOのほうがより高度ということが今のご説明と同じことなのかと思うんですが、私の印象では、事務手続が大変だというのはわかるのですが、この要件がきちんとなされていることとか、それをクリアしているということを担保するということが、ISOをとっているということで、そのISOの中に書いてあることが厳しかったとしても、担保のされぐあいというのは違うのかなというのが印象なんですね。そんなに事務手続が大変なら、その辺を合理化すればいいのではないかというような考え方もあるのではないかというふうに感じました。

○三浦計量行政室長　そうですね。事務手続というと、少々誤解されているような印象なので、もう一度正しく説明をさせていただきますと、このISOをとっているということはISOの認定を認められたということなので、その時点でISOの審査を受けているということになります。改めてこの適正管理事業所の指定の際にも同じような審査を受けるとということなので、審査の中身が同じ部分は、適正管理事業所の審査の際にはそのまま認めたらどうかということをございまして、決して手続を飛ばして簡素化するという趣旨ではございません。

○河村委員　済みません、もう少し教えていただきたいのですが、指定要件のほうをみると、やはり定期的にとか、何か継続的なところがみられている感じがするのですが、ISOもそうでございますか。

○小林委員　日本計量振興協会の小林と申します。

この案件については、今回文書を提出させていただいております。おっしゃるとおり、今、計量行政室長がおっしゃったところというのは、いわゆる品質を維持するために、いろいろな品質の文書をお互いに、適正計量管理事業所ももっていますけれども、今回ターゲットにしている10012、こちらも品質を維持するために文書管理をしております。その共有の部分については、もし適正計量管理事業所であって10012も取得していた、それに基づいて管理をやっていると、重複した部分がございます。ただ、適正計量管理事業所で異なる部分、いわゆる10012にないのは、今ある計量士という資格要件と、あと主任計量者、それと特化して取引・証明に利用されるであろう特定計量器は、これの位置づけについては10012では明確にというか、包括的には管理はされるでしょうけれども、法的な要件については適正計量管理事業所の計量管理規程という規程類の中に盛り込んでいますので、その辺は調整をしながら、あとの品質管理に該当するような文書についてはお互いに認めてあげて指定を行ってはどうかという考えだと思うのですが、

○田中計量行政室室長補佐 補足をいたしますと、資料2参考の19ページをご覧くださいのすけれども、こちらに適正計量管理事業所制度とISO9001、ISO10012の比較ということで表をまとめてございます。こちらの表の中の項目といたしまして、検査、監査、審査ということがございまして、ISOにつきましても1年に1回実施することとなっておりますが、やはりこの第三者機関が認証したものであるということが前提というふうに捉えております。

では、その認証する第三者機関が、ある種どこでもいいのかというところのご指摘もあったと思うのすけれども、確かにここの第三者機関がどういった水準であるかというのは今後の課題ではあるとは考えておりますが、1年に1回監査が入ることではございます。

○高増部会長 今のことで質問なのすけれども、10012をもっているところに関しては、それを大幅に認めるというのはいいような気がするのすけれども、もっていないところに関してはどういうふうにするのでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐 もっていないところに関しましては、従来の適正計量管理事業所の今の登録の仕方をそのまま運用いたします。10012をもっているところは、そのままの登録の方法か、10012を活用するかを選べるということ、今この案では想定をしております。

○高増部会長 10012をもっているところに関して、今ご指摘があった抜けているようなところがきちんと担保されれば基本的には問題はないような気がしますけれども、どうでしょうか。

今、19ページをみせていただいたのすけれども、やはり適正計量管理事業者の数はちょっと減っているという感じなのではないでしょうか。これはご指摘があった、やはりコストメリットの問題が大きいということでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐 そうですね。やはり減少の理由としましては、指定の返上というものもあると思います。もちろん事業所そのものが、例えば統合されて少なくなったということもあり得ますが、指定の返上というものもございます。

○河村委員 返上がみられるということは、ここにメリットというのが定期検査の免除ということで、つまり定期検査を受けたほうがいいのかと思う事業者がふえているのかなと思うのですが。つまり、私が申し上げたいのは、この方向性が定期検査を受けなくていい事業所をふやしてあげようと、それを簡単にしてあげようといっているような施策に聞こえ

て、つまり、それはよかったですねとはにわかにはいいにくい方向性というのでしょうか、別に定期検査を受けたいといっているのなら受ければいいのではないかしらというのが、すごい素直な印象なんですね。要するに、方向は定期検査を少なくしたいということなのかどうか。

○三浦計量行政室長　そうではなく、私どもとしましては、定期検査を受けても、適管事業所の指定を受けてもいいのですが、いずれにせよ適正計量をきちんと確保することが目的でございます。適管事業所は自主的に管理をするという仕組みでございますので、これが今議論になっているようなことで返上するという事業者があるのであれば、そこはボトルネックになっていることを解消したいということでもあります。恐らく河村委員の理解だと、定期検査はレベルが上で、適管事業所は定期検査を免除するためレベルが下だというようなご認識でおられると私は印象をもったのですが、そうではなく、2つとも同じレベルで適正計量というものを法律上は認めているということでございます。

○高増部会長　よろしいでしょうか。

では、ほか。

○大谷委員　論点1のやはり大きな点は、開発メーカーの試験成績書の信頼性あるいはその成績書をチェックできるかという点があるかと思えますけれども、ご参考までに、私ども日電検は、電気計器の型式承認を行っておりますので、そのご紹介をさせていただきながら、意見を述べさせていただきたいと思えます。

実際の承認試験の実施前には、事前相談というのを実施しております。それは、従来の方式変更あるいは新規の方式だとか、そういった内容、あるいは構造的にも大きな差異があるのかなのかとか、そういったことをいろいろ議論させていただきまして、私ども内規の区分表に従って、全くの新規の承認業務あるいは軽微の変更承認あるいは軽微変更届のみでいいと、何種類かに分けて、お客様のリードタイムがございますので、それに応じて、品質を保ちつつ最適な方法をみつけているというのが実態でございます。

そういう中で進めておりますけれども、新規の承認業務において、事実といたしましては、平均、おおむね2桁のパーセンテージの、いわゆる不承認率といっているのですか、要は試験に合格しないということが実際にはあらわれてございます。あるいは、新規のシステム導入等々においては、さらにその倍ぐらいまで分散するときがある。もちろん不合格イコール市場での不良ということではないとは思いますが、そういったことがございまして、そういう意味で、いわゆる第三者機関でのチェックというのはかなり重要な

のではないかなと思ってございます。

私も昔は民間メーカーにおりまして、実際いろいろやっていますと、自分で考え、自分で開発・製造し、検査をするとすると、思い込み等々がありまして、やはり不具合をすり抜けるというか、見逃す可能性がございます。そういう意味では、クロスチェックとか、企業の中ではそういうことを必ずやるようにしてやっているのですが、やはりそれでも慣れというか、こういったことが出てまいります。そういう意味で、この試験信頼性を担保するところでは、かなりいろいろな面で考慮が要るのではないかなと思ってございます。

一方、電気機器の場合においては、現在 J I S の規格を変更中でありまして、これに応じてまたかなりの項目も追加になります。そういう意味で、あるいは実績もないというか、これからいろいろ実績が積み上がるということから、そういう意味でいろいろな量目あるいは機器の特性に応じてこの辺が検討されるべきではないかなというふうな感じをいたしました。

この中で、先ほど、リードタイムという意味では、短くいろいろ考えていると申し上げましたけれども、新規の場合、私どもは大体おおむね2ヵ月から2ヵ月半ぐらいをやはり要してございます。検査規則では3ヵ月以内となつてございますけれども、かなり使っているということでもあります。ただ、その内訳をみますと、やはり通電状態の動作確認が約1,000時間を経過、あるいは通電状態でも耐候試験、これもやはり1,000時間ということがございまして、ユーザー様にはお願いして機器を少しふやして平行してやってございますけれども、年間200機種近くをやっている中では結構これがいっぱいでございますので、そういう意味では、自分からいうのもあれですけれども、かなりそういう中でやることも必要なのではないかなというふうに思っております。これでいいとは思いませんけれども、かなり精力的に、日曜とか、場合においてはそういう勤務をしているということでございます。

それから、この場合、力のあるメーカーにおいては云々というところは、もし可能だとなった場合、いわゆる新規の参入者とか、あるいは今後海外の事業者がかなり参入をしてくるわけでございますけれども、この場合、海外においては M A A のとれていないところとか、そういったところはどうかということがあると思います。第三者の検定機関、試験機関があればいいのですが、そうでない場合、例えば全体のボリュームが下がって——これは前回、J Q A の小林理事長がご指摘されたところでございますけれども、

私ども日電検の中でも試験の依頼があった場合は試験をしなければいけないというふうになってございまして、そういう意味でも設備負担等々を考えますと、逆に非常に小規模なマジョリティーのところになりますと、検定手数料の費用の増加とか、そういった意味の負の面も出てくるのではないかなというふうに考えてございまして、ご参考として意見を述べさせていただきます。

○高増部会長　　どうもありがとうございます。今の方向性の案に関しては、一応非自動はかりについては比較的すぐやれるのではないかというのと、その他については各業界で少しこれから議論を進めなくてはいけないというようなことが書かれるということで、ご指摘のことはどうもありがとうございます。

非自動はかりについては、何か。これは、この型式承認の試験成績の受け入れを比較的早く実施できるのではないかというような方向性を書かれています。これについて何かご意見等はございますか。

○田中（康）委員　非自動はかりの場合、10万回の繰り返し試験や、温度サイクル試験など、比較的単純な試験ですが、長い時間が必要な試験があります。そういった試験は、認定機器を使用すれば試験結果に大きな差は出ないと考えます。こういった試験を認めて頂く事で業界全体で型式承認までのスピードアップにつながり、お客様にも新しい製品をいち早く提供できるようになると思います。一方で、EMC試験など高度な技術を必要とする試験には試験装置が非常に高額なものがあり、できればこういった試験に関しては都道府県や公的な機関が所有する試験装置を認定していただける事で、さらに効率化につながると考えます。

○関野計量行政室室長補佐　事務局から補足させていただきます。

大谷委員のご意見、ありがとうございます。特定計量器ごとに検討しなくてはいけないというのはまさしくそのとおりと考えてございまして、今現時点で事務局としましては非自動はかりだけを考えており、業界から具体的に要望が上がっているのも非自動はかりだけです。

特に申し上げたいのは、非自動はかりの場合、商品特性上、スーパーや百貨店がユーザーになりますので、POSのシステムとかを入れるとか様々な要求があるので、他の特定計量器と比べ、非常に商品サイクルが短いという特性をもっております。

もう一点、参考資料の15ページをご覧になっていただきたいのですが、グローバルな視点で捉えた場合、OIMLで基本証明書だとかMAA証明書というのがあり、型式

承認機関が認めた成績書を国際間で広く受け入れる流れがあります。グラフをみていただきますと、圧倒的に多いのが青い部分の非自動はかりと赤のロードセルで、緑が自動はかりとなっております、はかりの分野で80%を占めておりまして、電力計にいたっては、ここに書いていないのですけれども一件もないのが現状です。したがって、非自動はかりは、国際的にも型式承認機関あるいはメーカーのラボとか、かなり信頼ある試験機関があって、国際間でも信頼ある状況になってございますし、非常に業界のご要望も多いので、まずお認めをさせていただいて、ほかの計量器については業界のニーズであるとか、こういった国際的背景だとか国内の状況を勘案して検討してまいりたいと考えてございます。

○高増部会長　　どうもありがとうございました。

では、ほかの点について。

○片桐委員　　JQAの片桐ですが、論点2の指定検定機関——今の型式承認の話は今の話で大体わかるのですけれども、その器差検定のところで、公平性の担保に何か仕組みを入れますよということで、6ページ目の中ほどに「特に、製造事業者の試験機関を認める場合には」とありますけれども、やはり製造事業者みずからが検定をやる、一回市場に出たものの検定をやるという仕組みができてしまうと公平性の点で若干不安が残るのではないとか、あるいは、最近自動車会社でもいろいろ例が出ていますけれども、そういったところをきちんと担保していくような仕組みにしていかないと、これは特定計量器の種類に限らずそういうことがあると思いますので。例えば、ここでISO/IEC17020と書いてありますけれども、その中で特にタイプAという検査機関の仕組みもありますので、そういったものをきちんと適用して、公平性あるいは独立性を担保していただければと思います。

○高増部会長　　これについては何か。よろしいですか。

○大谷委員　　やはり最近のM&Aあるいは合従連衡とか、こういったことは突然起きるということがあると思うんですね。もしやるのであれば、この辺のところも視野に入れて決めていくべきではないか、考慮すべきではないかというふうに思いましたので、意見でございます。

○三浦計量行政室長　　公平性、公正性というのは一番大事なことで私どもも認識しておりますし、特に論点1のところで、そもそも市場に出る前のところを緩和する中で書いておりますが、市場に出た後の検定や検査をいかに確保するかと。これは全量をやっていますので、このところが非常に大事というふうに私どもも認識しております。具体的な

指定要件等はまだ検討中でございますが、そうした事業者の指定要件に加えまして、こちらに書いておりますけれども、これは計量士の仕組みというのが、これは日本独自でございます。ほかの国では計量士という国家試験資格をもった人がチェックするという仕組みがございません。計量士もうまく活用しながら、この公平性や公正性を担保していきたいと考えてございます。

○戸谷委員 済みません、今おっしゃったのは市場に出た後の修理検定の話も視野に入っていたのだと思うのですが、実際、今お隣に座っていらっしゃる田中（康）委員に開会前にお聞きしましたところ、質量計のメーカーさんでは他社の修理は基本的に受けないと。そういうことであれば、もしそういう実態があるのだとすると、公平性云々の前に、指定製造事業者制度を見直す中で修理検定等も付与していくという考えもあるのではないのでしょうか。そこと今考えられている制度との関係はどのように整理されているのでしょうか。

○三浦計量行政室長 その点につきましては、論点のところにも書いてございますが、具体的にはかりメーカーの業界とすり合わせをしていく必要があると私どもも感じてございます。当然のことながら、修理検定も含めてこれを議論していかなければ利便性の確保にならないわけでございます。

○田中（康）委員 メーカーとして、やはり自社の製品以外、ほかのメーカーの製品を直すということは基本的に難しいとは思いますが、実力のある修理事業者であれば、1つのメーカーしか修理しないという事は無く、いろいろなメーカーの製品を修理します。そういう意味では、メーカーが直接指定検定機関にならなくても、別にサービス事業者を立ち上げるといった方法で、複数メーカーの製品を修理することが可能になると思います。

○山崎委員 済みません、論点1のほうにちょっと戻るようで恐縮なのですが、認定機関としてコメントを一つさせていただきます。

試験成績書が用いられる場合、17025認定を前提とするということは、信頼性を確保するという点でいいことだと思っております。私ども第三者である認定機関が実際に試験所に審査に入って認定しますので、その点では一定の信頼性が確保されていると思います。

他方、このために新たに認定を取ろうという事業者さんがおられるとすれば、その認定の取得と維持にはそれなりの費用がかかりますので、費用がかかるという点も認識しておく必要があるかと思っております。

ちなみに、N I T Eでは、非自動はかりのO I M L試験の一部の認定は既に行っており

まして、今回想定されている試験方法に該当するかどうかは、今わからないのですけれども、試験方法が公知のものであれば、認定機関としては認定区分をつくるということは技術的には可能だというふうに思います。

○関野計量行政室室長補佐　今の点について簡単に補足させていただきます。

今現在、型式承認に係る試験方法については全て J I S 規格化されてございますので、公知の試験方法になってございます。

○高増部会長　ご質問よろしいでしょうか。論点 6 で、基準器として J C S S の校正計量器との共通化というようなこと、これは N I T E とかなり直接関係するような気がするのですけれども、これについては何かご指摘される点はございますか。

○山崎委員　冒頭の事務局からのご説明にもありましたように、J C S S は現在事業者が昨年度末で 263 事業者ありまして、もう普及定着している時期かというふうに思っております。ですので、その J C S S の校正証明書が活用できる分野がありましたらぜひ活用していただくのがいいのではないかとというふうに私たちは考えております。

○高増部会長　ありがとうございました。

では、ほかにごございますでしょうか。

論点 4 の計量士の話は特にご意見が出ていなかったと思うのですが、何かございませうでしょうか。

○戸谷委員　適正計量管理主任者という人たちがいるのですが、この人たちを計量士に育てていくような取り組みがあってもいいのではないかと考えているところなのですけれども。

○三浦計量行政室長　今のところその点は考えておりませんでした。詳しく検討します。

○高辻委員　その計量士の登録要件の年数を緩和することができるのではないかとこの論点で、もちろん今決まっている年数はそれなりに理由があって決めたわけで、単にあしたから 2 年にしましょうという話ではなくて、多分何らかの追加の要件とか研修とかが必要なので、それを担うのは産総研の研修センターという可能性が非常に高いわけで、それはそういう方向で答申が出て決まりになれば、産総研としてはもちろん協力はさせていただきます。リソースも要ったりするし、時間もかかったりするものですから、その辺はちょっとご理解いただきつつ、ご協力したいと思っております。

○高増部会長　どうもありがとうございます。

ほかに何かご指摘は。よろしいでしょうか。

○三浦計量行政室長　今の計量士の部分で補足をさせていただきますと、今、計量法の166条に計量教習の規定がございまして、この教習はつくばの産総研で実施していただいているのですけれども、教習の中身をみますと、これから計量士になる人向けに様々な教習を実施するというものになっております。これについて、私どもとしましては、計量士になった人のスキルを磨くための教習を新たに位置づけたいと考えております。

○高増部会長　よろしいでしょうか。また最後にも時間があれば……

○河村委員　計量士のところなのですけれども、例えばこの10ページにあるように、資格認定コースは実務経験期間を5年から2年にするとか、国家試験コースは経験期間を廃止する、ゼロでいいというふうにするということと、この理由は計量士の人数が確保できていないということであるとすれば、なぜ5年から2年にして、1年から0にしても質が確保できるのかわからないんですね。数がふえることは間違いないかもしれませんが、質の確保が必要だというようなことが書かれているにもかかわらず、どうしてそれが2年にできるのかとか0にできるのかの理由がちょっとここからはわからないんです。

○田中計量行政室室長補佐　ご指摘いただいたとおりかと思います。先ほどの計量教習の話にもありましたけれども、まずはこの、特に実務経験期間を5年から2年に短縮する場合、産総研の研修センターで例えばそれを補う教習を適切に行うなど、そういったことで担保をしていきたいと考えております。国家試験コースを1年から廃止というのは、これは今回では廃止はしないということで考えておりますので、まずはこの資格認定コースの5年から2年について産総研の計量教習で担保できる教習を行うということになります。

○高増部会長　これは、比率としてはどちらのほうが多いとかというのは。

○田中計量行政室室長補佐　人数の比率としては、国家試験コースのほうが多い状況です。

資料2参考の18ページにございまして、こちらが計量士の国家試験の受験者数と合格者数の推移ということで記載をしております。直近の国家試験合格者の約800人に比べますと、資格認定コースのほうはずっと人数が少ないということにはなっております。

○三浦計量行政室長　資格認定コースのほうは毎年20人程度が受講しておりまして、そのうちの半分程度が計量士として登録しているという状況でございます。資料がなくて申しわけございません。

○高増部会長　よろしいですか。全体にわたって緩和した分、そのことによってマイナ

スにならないことを保証する仕組みをきちんとつくらなくてはいけないというご趣旨の意見が随分出たと思いますので、そのことについては方向性に盛り込んで、きちんと今後の制度化のところでも検討していただきたいというような答申にしたいと思います。

では、視点1を一旦ここで終わらしまして、休憩しますか。

では、10分間休憩しまして、3時から再開したいと思います。どうも暑い中、少し息を入れたいと思います。 < 暫時休憩 >

○高増部会長 では、時間になりましたので、引き続き議題を進めたいと思います。

視点1の議論について一通り終わったということで、また最後に少々時間を全体についてはとりたいと思いますけれども、引き続きまして、視点2、これは論点7と8がござい  
ます。これについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 それでは、視点2の「技術革新、社会的環境変化への対応」の視点についての論点についてご審議をいただきたいと思います。

資料2のページにつきましては15ページになります。

論点7「スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直し」でございます。

こちらにつきましては、資料2参考というお手元の参考資料がござい  
ますが、この7ページをご覧いただきたいと思います。

こちらに図で将来イメージを示したものが一例として出ておりますが、やはり昨今IoTというものがいわれておりますが、さまざまな端末がインターネットに接続されることが一般的となっております。それにおいて効率的な社会活動に大いに貢献が期待されております。

例えばこの参考のほうの将来イメージですと、スマートメーターの例がござい  
ます。こちらにつきましては、今まで電力量計がいわゆるあったものについてスマートメーターを設置することによって、例えば遠隔検針など、アクセスをできるようになりまして、例えばより一括管理ができる、あと、表示につきましても消費者の皆様が確認しやすいときに計量の表示がなされるといったものがござい  
ます。こちらにつきましては、計量器につきましてもIoTについては検討していく必要があると考えております。

具体的には、まだOIMLでは議論はあまりされていないのですけれども、セキュリティーや不正改ざん等に十分に配慮しながら、ユーザーの利便性や計量の信頼性の双方を確保できる技術革新を促し、計量器の構造基準を見直す必要があるのではないかと考えております。

また、これに関連いたしまして、例えば計量器の観点でございますが、一括した履歴をみられるような、例えばICタグやQRコード等の仕組みを導入いたしまして、過去の検定・検査、それから修理の履歴を容易に把握できるようにすべきではないかというようなご意見もいただいております。

こちらにつきましては、資料2のほうに戻りますと、15ページに「IoTと計量器の現状と今後の展望」というふうに記載しております。こちらは割と中長期的な大きい枠組みの話かと考えております。

やはり従来の計量器ごとの関係者だけで考えるのではなくて、今後、従来の計量器ごとの関係者の垣根を越えた革新的なサービス、それから新たなビジネスモデルの創出が期待をされるということでございます。その一方で、やはり計量制度の信頼性は常に確保することが必要でございますから、先ほど申し上げましたがセキュリティーの確保は重要でございます。この2つを両立するために積極的な検討を行っていきたいと考えております。

具体的な方向性でございますが、16ページに記載をさせていただきました。

まず、中長期的な全体の方向性といたしましては青字の部分でございますが、「取引・証明における利用者（計量器の使用者・消費者）の真のニーズに対応するため、従来の計量器ごとの垣根を越え、異業種との連携も図り、官民一体となって中長期的な視点に立ち、技術基準の検討を行う」ということを中長期的な方向性としたいと考えております。

その上で、まず初めに、計量器団体を中心に共通的な課題を抽出した上で、技術基準の検討を行いたいと考えております。また、足元の取り組みとしては、まずはそれぞれの計量器団体で課題を抽出していただきたいと。中長期的ビジョンとしては、官民一体の技術基準の整備と、それから、できればOIMLへの国際提案を前提として検討をしていくということになります。また計量行政審議会において定期的にフォローアップも行っていきたいと考えております。

先ほどのICタグですとかQRコードの話につきましては(2)でございますが、技術基準に組み込むような法令改正はせずに、計量器団体を中心とする、まずは自主的な取り組みによって中長期的にガイドラインの作成を行っていただきたいと。現時点で法令改正によって義務づけまでを行うのは、やはり必然性や費用対効果の観点では適切ではないと考えておりますので、自主的な取り組みで行っていただきたいという論点でございます。

こちらが論点7でございます。

次でございますが、論点8でございます。17ページになりますが、こちらが特定計量器

の追加の論点でございます。

今回の論点8として、2つ特定計量器の追加の議論を審議いただきたいと考えております。

1つ目は、自動はかりでございます。自動はかりにつきましては、ご参考までに資料2参考の8ページに、どういった自動はかりがあるかというものを、写真と説明を加えておりますので、ご参照いただければと思います。主にこちらの写真のものは工場にあるものが主なのですが、そのほかにも例えば自動の値付機のような、スーパーのバックヤードにあるようなものについても自動はかりとなるというふうに考えております。

2つ目は、その写真の右にあります水素燃料計量システム、水素ディスペンサーというようなものでございます。

まず、この2つを合わせてなのですが、17ページの下の囲みのほうを説明させていただきたいと思っております。

特定計量器の指定の意義というものでございます。特定計量器は、計量法の中で、まず特に規制すべきという計量器でございますが、これは2つ目の○でございますが、国民生活・経済社会における取引・証明の信頼性の確保及び消費者保護の原則に立ち、技術革新及び社会環境の変化に対応し、不断の見直しを行う必要があると考えております。その際、計量器の構造によって規制の対象であるか否かの違いがあることは制度全体の信頼性をゆるがしかねないということございまして、計量器の規制の目的によって対象が決まるべきであると整理をしております。ただし、3つ目の○でございますが、規制は最小限であるべきというところは従前のおりということでございます。

2つ目の●で説明を差し上げたいことがございまして、計量器の規制については、従来は規制の対象の有無は主に国内動向で判断をしていたのですが、諸外国の状況を考慮した上で検討する必要があると考えております。諸外国と比較して規制が緩やかな場合は、諸外国では規制により受け入れられないような水準の計量器が国内に多く流通する可能性も今後高まることは想定されております。このような動向を注視して、状況を見きわめた対応が必要であると考えております。

次なのですが、18ページでございまして、もう一点今回の特徴がございます。先ほどの視点1のご議論で、論点1、論点2で、型式承認と指定検定機関のそれぞれのご議論をいただきました。ここでの制度見直しで、いわゆる民間事業者の参入の促進を行うことによりまして、これまでは実施者の負担ですとか技術的な能力の観点から、本来の計量

法の目的から特定計量器とすべきであるものの適切な規制が行き届かなかった計量器についても対応することが可能となるというふうを考えております。こちらを踏まえまして、それぞれについて方向性のほうを説明したいと思います。

まず、1つ目は、自動はかりでございますが、(1)の青字の部分でございます。「中長期的に全国の生産現場に導入されている自動はかりの適正計量を確保する観点から、平成29年4月の政令改正に向け、特定計量器への追加を行う。検定・検査・型式承認の方法を早急に整備し、製造事業者に対する型式承認・検定及び使用者に対する検査は段階的、かつ、中期的に実施する」ということでございます。

具体的にはどういうことかと申しますと、まず1つ目の●といたしまして、やはり計量法の法目的からは、はかりでございますので、自動はかりは本来は特定計量器として規制の対象とすべきものであるということにしております。

ただ、一方で、この2つ目の●の効果・影響という観点がございまして、まず、今回の規制によってどういった効果があるかといいますと、まず消費者の最終計量製品の信頼性が高まるのが効果として期待できると。また、加えまして、検定等の事前規制だけでなく、立入検査等の事後規制も可能になるということでございます。

2つ目の○でございますが、自動はかりの使用者への影響、こちらも考える必要がございます。こちらにつきましては、例えば現在工場などで使用されている場合は、これは事業者がある種自主的に、定期的にメンテナンスを行っているということが一般的です。仮に例えば検定を開始するときには、使用者側の選択によってメンテナンスと同じ時期に検定を受検するとか、そういったことを連携して実施することが可能となるように、なるべく負担の少ない対処が行えるように、影響面に配慮しながら制度ですとか基準を整備するということでございます。

次に、3つ目の●でございますが、検定の対象・範囲等ということでございますが、製造工程に多くの自動はかりが導入されておりますが、取引・証明に使用されていなければこれは規制の対象外でございます。

また、4つ目の●、検定・検査等の技術基準及び指定検定機関等の整備でございますが、検定・検査の技術基準につきましては早急に整備をするとともに、実施主体につきましては規制は段階的に実施をいたしますというところでございます。

19ページをおめぐりいただきたいのですけれども、中長期的方向性として開始時期等を記載しております。

まず、検定等でございますが、型式承認、検定の方法等を整備する期間を考慮し、検定の実施は政令の施行後少なくとも2～3年後の開始といたします。また、既に設置されている自動はかり、これにつきましては影響がございますので、その影響を考慮いたしまして、これらの構造検定は省略をいたしまして、器差検定及び定期検査は政令の施行後7～10年程度の中長期的実施を検討いたします。

また、2つ目の●ですが、検定の実行といたしましては、検定・定期検査は自治体では原則しないことといたします。例えば、その指定検定機関ですとか、指定定期検査機関への参入ですとか、計量士による代検査を可能な限り検討するというところでございます。

最後に、自動はかりの現状でございますが、ヨーロッパでは既に規制の対象となっております。現在対象となっていない中心の国では例えば中国や韓国といったものがございまして、こちらで資料2参考をご覧くださいなのですが、21ページになります。

こちらで、「近年の自動はかりの輸入推移」というグラフがございます。こちらで、左下のグラフでは輸入自体も大分ふえているという現状があるのですが、特にその内訳でございますが、やはり以前は規制されているヨーロッパからの輸入が多かったのですが、近年といたしましては中国の輸入量の増加があるということが現状としてございます。

こちらが自動はかりについてでございます。

続きまして、20ページの(2)水素燃料計量システムでございますが、こちらにつきましても見直しの方向性を示しております。

青字でございますが、「水素ステーションの普及と適正計量の確保とを両立する観点から平成29年4月の政令改正に向け、検定除外特定計量器への追加を行う。検定対象とすかどうかについては、中期的に検討を進める」ということになっております。

まずは、検定除外特定計量器に追加しまして、J I Sが公示をされておりますので、製造事業者へのJ I S適合を義務づけに行うということでございます。検定の対象といたしますのは、水素ステーションの普及状況を勘案いたしまして中期的に検討を行うといったことでございます。

検定の実施につきましては、国、産総研及び計量器団体が可能な限り合理的な方法を開発すべきというふうにしております。

視点2につきましては以上でございます。

○高増部会長　ありがとうございました。

では、今ご説明があった論点7、スマートメーターと、論点8、自動はかり、水素ディスプレイについて、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ご発言をお願いいたします。

○不破氏 電気事業連合会の不破でございます。

論点7のスマートメーターの件で、まず、その確認を何点かさせていただければと思っています。

まず、本資料で用いられてございます「スマートメーター」とか、あるいは「スマートメーター化」という言葉がございますけれども、これがどこまでの範囲を示しているのかということでございますが、参考資料でお配りいただきました7ページでございますが、7ページをみますと、将来イメージというのが右上のところがございますけれども、そこで「スマートメーター」という言葉がございます、それで青い線で囲っている部分というのがございまして、これはいわゆる計量器単体だけではなくて、システムとか、あるいはその通信の部分等、こういうものを含んで「スマートメーター」というふうにこの資料では定義していると、こういう理解をまずすればよろしいのでしょうかというのが聞きたいことの1点でございます。

一方で、そうである場合といたしますか、今回の論点7、例えば16ページでございますけれども、今回アウトプットとしてどのようなものを出していくかということで、技術基準というのを中長期的に検討を行ってはどうかと、こういうことでございますけれども、この技術基準というのをOIMLに提案するというのであれば、すなわちその技術基準というのは、例えばJISのような規格みたいなものをつくっていくということとして捉えればいいのかどうかという、このまず2点についてご確認させていただければということでございます。

○三浦計量行政室長 概念としては特に排除してございませんので、参考資料の7ページにありますようなイメージまで含んで考えております。

また、OIMLへの提案を考えていますので、そこはやはりJIS等を整備して、国内での規格をしっかりと整えた上でOIMLで議論することになりますので、そういう認識でございます。

○不破氏 そうであるとすれば、恐らく今まで私どもが「スマートメーター」といっていたのは、いわゆる計量器単体といたしますか、そういうところがございますけれども、今おっしゃったとおりシステムとかも含むということであれば、これから中長期的に検討し

ていく内容としましては、とりわけそのシステム全体の規格化といいますか、あるいはその中でもとりわけセキュリティーに注意を払った規格基準あるいは標準化をしていくと、こういうことだというふうに理解するわけでございますけれども、そうした場合に、電力としては既に、いわゆる我々は通信とかサーバーも含めて「スマートメーターシステム」というふうに呼んでいるわけでございますけれども、そのスマートメーターシステムについては既に導入が電力単体としては始まっているところでございます。

そこに際して、国の検討会の場でも、いわゆる特にシステムあるいはセキュリティーに特化した議論といいますか、そこまでセキュリティーに対して議論した経緯もございまして、規格化するとすれば、そういった議論も踏まえながらやっていただければよろしいのかなと、こういう意見でございます。

○三浦計量行政室長　まさにそのとおりであると私どもも認識しておりまして、電気のほうが議論が進んでいるということで、そちらを参考にしながら私どもも進めていきたいと考えてございます。

○河村委員　計量制度というイメージからちょっと外れていくような感じが、参考資料の7ページとか今のご質問にもあったところで、ですから、そこに消費者としての懸念事項というのを申し上げておきたいのですけれども、参考資料の7ページのほうの図をみますと、本体資料もそうなのですけれども、これは2つ読み方があるのですけれども、7ページの右の真ん中に「消費者」という図があって、「インターネットで多種計量器の使用量等を一括確認・一括料金徴収」ということで、自分のデータについて自分がみるということができるよ、便利ですねというところはよろしいかと思うのですが、そのすぐ下にある四角で同じことを、「多種計量器の計量結果を一体表示及びネットワークで一括管理」となっているところは、これは事業者さんによるというか、自分ではない人がみるということをやっているのだとすれば、これは要するに、今はふわっとした書き方なのであれなのですけれども、つまり、IoTとかが進んでいきますと、家の中の電気機器が、どれがどれ、何時にどういうふうに使われて電気がどれだけ使われたというのがわかるから省エネができるというのですけれども、それはすごいプライバシーでございまして、その人の一日の過ごし方、あるいはドアのロックとかのセキュリティーも電気やネットを使っている時代ですから、全部が丸裸になるんです。その人は一日何をしているかがわかってしまうので、そういうところは、この技術基準の中で技術基準上許されるみたいになっていくのは非常に消費者にとって不利益ですから、すごい工夫を——この文字だけを読んでい

ると今後どうなっていくのかよくわからない書き方なのですが、そういう計量器も関係するこういう基準が決められるときには、例えばビッグデータみたいなものをとるということであれば完全に匿名性にしなければいけないと思いますし、もう計量のあれを超えたところですけども、すごく消費者一人一人のプライバシーにかかわるところなので、その辺が、消費者の懸念が現実にならないようにということがどこかで文字として書かれるといいなというふうに思いました。

○三浦計量行政室長　　今、河村委員ご指摘のところは、正確には計量法の対象ではありません。現状でも、この電力メーターもガスメーターも外に設置されているため、家の人も自分がどれだけ電気やガスを使ったかがわかります。かつ、検針に来る人、これはガス会社や電力会社ですが、そちらと両方がみられるというものになっております。したがって、この将来のイメージ図も、今の両方がみられるというその仕組みを、その制度を維持しつつということであります。ただ、何時にどれぐらい使っているかというところについては実は計量法では定めておりませんので、その点は今回の技術基準を見直す際には、技術基準に何か入れるとか、そういうことまで考えてはおりません。単に正確にはかり、はかった結果を消費者もセキュリティーが守られた状態でみることができ、かつ、セキュリティーが守られた状態で事業者も確認ができると、そういう仕組みをこの新たな基準基準の中に書き込んでいくということを考えているということでございます。

○黒田委員　　ネットワークで全部つなぐということなので、そのときに一番大切なことはセキュリティー。そこは計量でどう対応するかということなのですけども、あともう一つ大事なことは、ここにも書いてありますが不正とか改ざん、それからネットワークにも大規模につなぐということで、どこかが壊れると全部電気がとまるとか水道が出ないというようなことが起こるかもしれませんので——メーターのところなので、どこかがとまると全部計測できなくなるというようなことがあるかもしれませんので、今の計量から離れたところになるかもしれないのですけれども、ネットワークにつなぐということは、非常に慎重にいろいろなところを、セキュリティーあたりを押さえていかないといけないというのをきっちりどこかで確認をしてやっていただきたいということです。

以上です。

○瀧田委員　　今の話とつながっていくような感じもするのでですけども、ここは計量を討議する場なので、特にシステムの中に絡むところの計量器としては、部分的に検討しなければいけないと思うんですけども、今のお話を聞くと、例えばスマートハウスとかス

スマートシティだとか、具体的に規格化を練っているものに関しては、それに準じてそれを利用するという位置づけになるのではないかなと思うんですよね。その中にスマートメーターも当然入ってくると思うのですけれども、スマートメーターを分ける分け方のところで、例えば今のところ、電力量計、水道メーター、ガスメーターが、今たまたま3つ大きいところで特出されていますが、これを共通化したようになってきていると思うんですが、実際には、型式承認について、今はみんな違うわけですよね。それをではどうやってもっていくのかというときに、こういうことを計量では注意しなければいけないとか、もしくはこういう規制をなくしていかうとかいうような検討をすることが、ここの部会の一つのみそなのかなということと、計量表示部というのは共通部になるので、そうすると、今まで例えば3つに分かれていたものを1つにするときに、その型式承認をどうするのかという討議がかかわってきます。そういうところをここの中では検討したほうがいいのではないかと思います。

インターネット云々かんぬんと書いてはあるのですけれども、この辺についてはどうやってつなげていくとかいうことで、先ほどのスマートシティ等で決められた標準に準じていくのではないかなと思うんです。また、セキュリティーの問題についても、今まさにいろいろな形でサイバーセキュリティーとか通常の情報セキュリティー、いわゆるコンシューマー用のセキュリティーとかいうようなものがおのおの検討されていると思うので、そことダブって違うことを検討してもしょうがないので、逆にそちらのほうに準ずるといふふうにししないと、この部会でやるのが、システム全体をやるような書き方になっているので、その辺の書きぶりだけ注意されたほうがいいのかなと思います。

○三浦計量行政室長　この図自体が誤解を招きかねないような図になっているので、ここは直したいと思うのですが、計量法はそもそも特定計量器ごとに規制をしていますので、電力メーターとガスメーターと水道メーターが一体となった計量ということには制度上ならないので、それぞれの計量器ごとに型式もとりますし、技術基準も定めるということは変わらないということです。そのため、ガスメーターならガスメーターを多数ネットワークにつなげたとき、どう計量するかという点が論点になるということです。

○瀧田委員　表示部のところってどうなるんですかね。面前表示というか、通常は自分の計量器に必ず表示部がついているという感じになると思うんですが、これだと、先ほど、1対1ではなくて、表示部というのは共通で1つどこかにあるよと。目の前になくたっていいんだよというようなあり方ですよね。この辺のところは今のあり方と違うのかなとい

うふうに思うのですけれども。

○三浦計量行政室長 正確には今でも、目の前になくても、セキュリティー上確保されていればオーケーということになっているので、先ほど黒田委員もおっしゃっていましたが、セキュリティーをどこまでどう確保できるのかによりましてその計量器のあり方が今後変わっていくのだらうと思っております。

○高増部会長 いろいろご意見はあると思うのですけれども、この分野は本当にすごいスピードで変わっていくので、今の枠組みが本当に守れるかどうかもわからないので、やはり広い分野の人を集めて中長期的な検討を早目にやっておかないということだと思えます。そのときには、委員のご指摘にあったような、特にセキュリティーとかプライバシーとかそういう話は非常に重要ですが、ただ、計量としてはやはり計量の正しさというのと同時に確保しなくてはいけないというようなことだと思えます。

○河村委員 ご説明は理解しているのですけれども、そうすると、今まで例えば電気のメーターというものが計量器だったわけですが、スマートメーターも計量器なので、でも、計量法でカバーする範囲以外の能力がついてしまっていて、可能性としてはさまざまな、多分 I o T でつながったもののデータもそこにいくわけです。その後どこへいくかとか、どう使われるかとか、計量器なのに計量法がカバーできない能力をもって、それについては別のところでやらなければいけないということでございますよね。わかりますけれども、それが何か縦割りになっていて、ここでよかれと思ってしたことの結果が、つまりそこはみるところではないから、そこは計量法ではみないからといって、何かよかれと思って全てが一括で管理できるようにとかということと、隙間に落ちるといいますか、それを可能にしたことが消費者にとって不利益な使われ方を合法的にということか、可能にするというのをちょっと懸念しているので。つまり、スマートメーターって、消費者からみるときちんと管理し切れる担保が感じられないんですね、今の現状としては、それを申し上げておきたいと思えます。

○高増部会長 この議論は恐らく尽きないと思うので、論点 8 のほうの自動はかりと水素ディスペンサーについてもご意見をいただきたいと思えます。特に自動はかりは早急に特定計量器として入れるというような方向性が今提案されているわけですが、これについてどうでしょうか。

○田中（康）委員 自動はかりの技術レベルが高くなり、自動はかりで計量したものを、非自動はかり特定計量器等で確認せずに出荷しても、取引・証明に使えるだけの精度が出

せるようになったことが非常に大きいと思います。また、他の先進国では既に自動はかりが特定計量器になっている中で、日本だけが基準を設けない事の弊害は、17ページの展望のところにも書いてある通り、水準の低い自動はかりが安い値段で市場に蔓延する可能性があります。この場合、量目検査だけで管理をしていると、気がついたときに市場に誤差の大きな製品が大量に出回ってしまう可能性があります。それを管理しようと思っても、技術レベルの低い自動はかりが原因だった場合、はかり自体を入れ替える必要があります、それを使って製品をつくる事業者にとって自動秤は決して安い機械ではない事から、大きな混乱を来す可能性があると思います。このため自動はかりを特定計量器にすることは、方向性として必ずすべきだと思いますが、長い時間をかけてディスカッションする必要はあると思います。

○高増部会長　ありがとうございます。

○高辻委員　例に挙がっているのは自動はかりと水素システムで、これは多分状況が全く違って、自動はかりは既にもう世の中にたくさん動いているという今のお話があったとおりで、水素のほうはまさにこれから動く、いいタイミングかなという気もします。

自動はかりはどうして今まで規制がかかっていなかったかというのは、目的とか市場の数とかいろいろありますけれども、産総研的には技術的に難しいというところもあって、やはりとまっているものをはかるのと動いているものをはかるのは難しいところがあるので、まだこれからやるに必要な技術開発から含めて産総研でちょっと頑張っていきたいとは思っているところです。

一方、水素のほうもこれからなのですけれども、細かい数字は今回出していませんけれども、水素のほうはさらに輪をかけて難しいところとして、厳しい規制をかけたらいいかというと、誰も合格できない規制をつくっても仕方ないので、その辺の落としどころを探さないと結局誰も得をしないことになってしまいます。

同じことが、きょうの論点がいろいろ出た中で、大きくいうと民間の参入とか規制緩和という流れの中で、この論点8だけはむしろ規制をかけるという逆の論点になっているわけですね。もちろん、安心とか信頼性とかいう意味ではやるべきことはもちろんやるべきなのですが、余り厳しいことばかりいうと、結局それは、さっきもいいましたけれども、価格に跳ね返ったり時間がかかったりとか、うまくその辺のバランスをとって、我々としては技術的にですけれども、そういういいところをみつけていきたいと思っています。

○高増部会長　　どうもありがとうございます。

　　ここについて、ほかにご意見とかはございますか。

　　自動はかりについてはいろいろなタイプがあるのですけれども、O I M Lである程度規格ができているものはJ I Sになるということでしょうか。

○関野計量行政室室長補佐　　もう既にJ I S化されているものもございますし、今検討中のものもございます。いずれにしましても、今年度中には原案の作成が終わる予定になっておりますので、来年度中にはJ I Sが発行される、すなわち、O I M Lで整備されているものについては近々にJ I Sとして整備される予定になっております。

○河村委員　　自動はかりのことですけれども、この本会資料の17ページの展望のところに書かれていますように、私もこれを追加することに賛成です。規制を緩和する動きとか規制を緩める動きとかいう動きとしての整合性というよりは、計量器の規制の目的によって対象が決まるべきだと思いますし、これからこの自動はかりのほうに世の中が移っていくとしたら、当然非自動だけが特定計量器として規制されるというのはすごく矛盾していると思いますので、ここの部分は賛成です。

○高増部会長　　ありがとうございました。

　　では、視点2に関して、ほかになにかご指摘とかご意見は。

○金澤委員　　自動はかりのほうですけれども、中国からの輸入が非常にふえていてということで、何か、今、特定計量器に入っていないということで問題が起きたとかということはないのでしょうか。

○三浦計量行政室長　　特段私どもとしては承知してございません。

○金澤委員　　逆に、今この特定計量器に追加したことで使いにくくなってしまったということで、コスト面とかいろいろな問題点が生じる可能性もあるということでしょうか。

○三浦計量行政室長　　そうですね。自動はかりは工場の生産ラインに組み込まれていますので、それぞれの生産現場でカスタマイズしてつくっているというのが一般的でございます。

　　一方で、この特定計量器に入れるとなりますと、産総研の型式の試験を通ったものを使うということが義務づけられますので、そういう意味ではある程度開発というか、自動はかりの形状が制約を受けるというところが問題といえば問題だというふうに考えてございます。

○金澤委員　　先ほど産総研の方からもお話がありましたけれども、結局、今度は検査す

るところの負荷が、自動はかりも水素ステーションのところもかかるという、そこがネットワークになる可能性はあるということですか。

○関野計量行政室室長補佐　1点だけ補足させていただきますと、自動はかりと水素ディスプレイは全く違う状況に置かれておりまして、自動はかりは、普及しているというのもそうですけれども、各国の法定計量機関がもう既に型式承認だとか規制の対象としてございます。資料の19ページも記載させていただいておりますけれども、自動はかりの現状の○の2つ目でございますけれども、私どもが昨年調査をさせていただいて、EU、イギリスを初めとする中国にいたるまでの主要国の調査範囲で、自動はかりが規制の対象になっていないのはわずかに韓国と中国の2カ国にとどまっています。したがって、OIMLという基準もできていますし、それに基づいて各国が型式だとか検定をやっている現状でございます。

ラインに組み込まれたり、カスタマイズされている状況につきましては、例えば、非自動はかりだと検査とか検定は分銅を使ってやっているのですけれども、自動はかりの場合、既に使われているものに対してそれを分解してやるというのは合理的ではないというふうを考えていますので、実際に計量する対象物で検査するとか、そういった合理的な方法はできる限り検討していきたいと考えています。

一方、水素ディスプレイについては、まだ各国も規制の対象になっていない現状ですし、先ほど産総研の高辻委員からもお話がありましたように、これまでの概念でやっているとすると、現状、日本に型式試験設備がない状況でございますし、今のあるべき論でいくと非常に高価な検査方法になってしまうので、合理的に検査を実施するために、私どもみずから国際的な場に提案し検討させていただき、将来的なことを考えていきたいと考えております。もちろん、今現状において水素ディスプレイが普及していないという現状もございますので、その点も加味しながら中期的に考えていくということを考えてございます。

○金澤委員　わかりました。自動はかりのほうは十分現状で対応可能であり、水素ステーションのほうは、私自身が現在産総研の評価委員をしている関係で、かなりレベルが上がっていているのは把握しておりますので、近い将来対応可能だというのは十分存じ上げております。念のため確認させていただきました。ありがとうございました。

○高増部会長　ちょっと私から質問。自動はかりの検定について先ほど説明がありましたように、自治体ではやらないことが。ということは、指定検定機関とか指定定期検査機

関がないとできないということなんでしょうか。その辺に関してはどうでしょうか。

○三浦計量行政室長 指定検定機関がないとできないかという、それは制度を確立すればやらないといけないということなので、指定検定機関がもし適当なものが出てこなければ、今の仕組みでいえば自治体等がきちんと検定していくということに制度上はなりません。

○高増部会長 よろしいでしょうか。

○戸谷委員 せっかくユーザー側の委員が今日はいらしていますので、コスト負担等についてどういうご認識をお持ちなのか、あるいはこの規制の必要性について、実際の使用者としてのご意見を賜ればと思います。

○高増部会長 どうも、いいご指摘をありがとうございます。ぜひ一言お願いします。

○江口氏 コスト負担という部分について、いろいろと規制が実はふえていっている中で、また新しい規制が入ってくるのかなという感じはしております。ただ、それがどこまでのコストかというのは、これから試算しないと私どもも何ともいえないものですから、ここではっきりと答えられるわけではないですが、でも、確実に多分コスト負担にはなってくるのだろうと。それは当然、企業である以上、価格にある程度反映せざるを得ないということですので、その辺で、お客様との間ではどういうふうになっていくのかというのはこれから非常に懸念するところではあります。今ちょっといえるのはそんなところかなと思いますけれども。

○高増部会長 そういうところも含めて検討が必要だということで。どうもありがとうございました。

では、視点2の議論は一応ここまでにしまして、最後、視点3で、ここは論点が9～21とあるので、ちょっと時間が足りるかわかりませんが、一応まずは資料2の視点3の説明を事務局からお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 それでは、資料2の22ページになります。

視点3で「規制範囲・規定事項等の再整理・明確化」ということで、論点も多数ございますので、簡潔に説明をさせていただきます。

論点9は、計量証明事業者でございます。登録の際に所有を義務づけている機器というのがございまして、この基準が長らく見直されていないということで、見直しをすべきではないかというものと、あと、都道府県による指導の均一化といったものがございます。

こちらにつきましては、下の「現状と今後の展望」でございますが、ここで視点を考え

る点を一つ加えたいのが、近年の計量証明をめぐる動きということがございまして、計量証明でもグローバルな視野での今後の発展を想定する必要があると。つまり、国内外で計量証明の結果を活用していくということが考えられます。

それを踏まえて、23ページのところでございます。

こちらに「見直しにおける方向性」というものを記載しておりますが、まず、計量証明事業の登録に必要な最低設備につきましては見直しを進めます。これは、関係者の意見を聴取して、必要に応じて検討会等を設置いたしまして見直しを進めます。その際、単純に年数がたったので新しいものに例えば更新しますという観点でもよいのですが、一つ、国際的な視点で、海外が例えばどういうものになっていて、どういう規制があったというものを視点の中に入れて、見直しの議論を進めていきたいと考えております。

もう一つは、都道府県の指導レベルにつきましては、やはり都道府県の指導のレベルを均一化する必要があると考えておりますので、技術的要件の整理やガイドライン等を設定しまして、都道府県の指導のレベルの均一化に努めたいと考えております。

次に、論点10でございまして、24ページでございまして、こちらは計量証明事業者が定期的に受ける計量証明検査の見直しについての意見がございました。

こちらにつきましては、例えばISOの資格認証を受けていれば、例えば計量証明検査の免除など、そういったもの見直しが必要ではないかというご意見をいただいております。この計量証明検査というのは、基本的には特定計量器に対して行われる検査でございます。こういったことを勘案したいと考えております。

これを踏まえまして、25ページでございまして、「見直しにおける方向性」というふうにして記載をしております。

「計量証明検査については現状の制度とする」といたします。

また、計量証明検査におきましても、都道府県の均一な運用となるようにガイドライン等を設定するというを行います。

また、その計量証明検査で、例えば本来の求められるもの、例えば標準物質による校正方法ですとか採取した試料の管理などにつきましては、こちらは事後規制による確認を適切に行うことといたしまして、立入検査において、また都道府県が同じ基準で確認することができるよう例えばガイドラインをつくるなど、そういったことを行いたいと考えております。次に、26ページ、論点11でございまして、質量分率と体積分率の明確化ということで、単位についてのご意見がございました。要するに、wt%やvol%の表記を認め

ることを検討すべきというようなことがございましたが、こちらは、やはり国際度量衡総会ですとかISOの動向を勘案する必要があるということでございまして、法令改正はせずに、中期的には民間事業者における自主的な標準化を行うということを期待するというところでございます。

次の論点に行きまして、27ページでございます。

こちらが論点12でございますが、こちらは「特定計量器修理後の検定までの間の計量器の使用」ということでございまして、修理後、修理から再検定に合格するまでの間に使用可能とする制度を創設すべきではないかということが挙げたのですが、こちらは、やはり検定証印が除去された計量器に対する制度の創設というのは計量法における制度の根幹に関する問題であると捉えております。こちらにつきましては法令改正はせず、前にありました論点2の指定検定機関の要件の見直しがあったのですが、この法令改正の後に、中長期的に民間事業者がその指定検定機関に積極的に参入することによって、例えばユーザーニーズに応える、例えば迅速に再検定を行うなど、そういったことを期待したいと考えております。

次の論点でございますが、28ページでございます。

こちらは論点13でございますが、「計量器に修理実施者への修理実績の義務付け」ということでございまして、計量器にロゴですとかマークを義務づけるべきではないかということでしたが、こちらも現状では義務づけするまでのものは見当たらないと。新たな負担になりますので、そこまではないのですが、法令改正はせずに、論点7の(2)ということございましてIoTのICタグの話がありましたが、ここで中長期的に事業者の自主的な取り組みによって、ICタグ、QRコード等のシステムの標準化を図ることを期待したいと考えております。

次のページでございますが、論点の14で、29ページになります。

こちらにつきましては、平成5年の計量法改正時に追加された計量器に対する特例措置ですね。初回の定期検査を要しないという特例措置があったのですが、これが20年以上あるので、これを廃止すべきではないかということで、これは平成29年4月の政省令改正に向けて見直しを進めます。

ただし、このいわゆる特例措置なのですが、今現状残っておりますものから、今の特例措置を勘案して、例えば生産管理などをまだされているところもあるかと考えておりますので、これが定着しているので、事業者への周知対応のためには5年程度の猶予期

間を設けることとすべきであると考えております。

次の論点でございますが、論点15の30ページでございます。

「計量器販売事業者の遵守事項の追加」ということございまして、いわゆる定期検査を行う前には市町村が事前調査をすることになっておりますが、やはり定期検査を実施するに当たって、計量器がどこにあるのかという所在を把握するのは非常に大変であるということから、購入者の了解を得た上で販売事業者が連絡づける、購入者への連絡を義務づけるということ課すべきではないかという話だったのですけれども、方向性としては現状の制度を維持いたします。やはり本来は、この定期検査の受検というのは、はかり、計量器をもっている者に対して発生しますので、現状の制度を維持しますということですね。ただし、脱検防止につきましては、中長期的に定期検査の必要性の周知、事業者による例えばICタグやQRコードの自主的取り組みを行うことといたします。

次の論点でございますが、論点16の31ページでございますが、検定証印・定期検査済証印の話です。年号の表記を統一すべきではないかですとか、シールを認めるべきではないかというようなことございまして、こちらにつきましては平成29年4月の省令改正に向けた見直しを進めます。

これはご参考なのですが、資料2参考の22ページにあるのですが、写真で海外の検定証印の例を幾つかお示しをしております。それぞれの国で検定証印というのが決められておまして、わかりやすいものということになっております。その証印のデザインなどは、今回、例えば指定検定機関の要件の見直し等もございまして、証印のデザインを国民にとってなるべくなじみのある表示とすべく、公募によって決定をするということも考えております。

次の論点でございますが、論点17でございます。

32ページでございますが、商品量目制度です。「商品量目制度の他法令の規制との関係整理・規制の簡素化」ということでございます。

こちらにつきましては、従前から、見直しの議論の際には商品量目制度というのは毎回議論にはなっているものでございます。そのために、やはり商品の名称や分類が煩雑でわかりにくいという問題点のご指摘がされていて、それによって簡素化を図るなどを行ってきたところです。

直近の動きといたしましては、平成27年に食品表示法が施行されて、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設されておりますので、これと計量法の関連について

も指摘をされているところでございます。

こちらを受けましての方向性ですが、次の33ページでございます。

商品量目制度につきましては、現状の制度を維持しつつ、運用面での改善を行うということでございます。

まず、食品表示法との関係ではございますが、やはり食品表示法の法目的は食品安全であり、計量法の法目的は正確計量であるということで、それぞれ法目的はやはり異なるものということでございます。もし不整合が生じて調整が必要であるというものがあるのであれば、それは関係省庁と意見交換を行うということになります。

あと、2つ目でございますが、簡素化という点でございますが、むしろ特定商品に該当するかどうかということで、どちらかという国とか自治体ごとに解釈が異なることに原因があるのではないかと考えておりますので、こういったものについても解釈の統一を図るということで対応を考えております。

次の論点でございますが、論点18につきましては「商品量目制度の国際勧告への整合化」ということで、今、極少量商品、5グラム未満で販売をされるような商品については、現在公差が定められていないということになっております。これを定めるかどうか検討すべきではないかということなのですけれども、これは、定めることによって、まずは現状は規制強化になるということなのですけれども、やはり現時点において、例えば極少量商品の内容量不足を契機として消費者に著しい不利益がもたらされている事例は国にはほとんど寄せられていないということでございます。想定例としましては、例えばコーヒーのスティックシュガーですとか、乾燥麺のつけつゆとか、そういったものがございます。こちらにつきましては現行の制度を維持しまして、事例が多数もたらされた場合に、どのような水準が適切かを検討するということとなります。

次の論点でございますが、論点19でございますが、「特殊容器使用商品の追加」ということございまして、計量法の中で特殊容器の制度がございます。こちらにつきましても、今後も引き続き維持・運用していくものでございますが、発泡酒・第三のビールについても今回特殊容器を使用できるように、平成29年4月の政令改正に向け見直しを進めます。その際には、酒税法の定義に整合させつつ改正するということとなります。

次のページでございます。36ページでございますが、論点20でございますが、こちらは「申請者の利便性の向上・手続の効率化」ということで、今現在、例えば計量制度の中でなされている手続、申請ですとか登録ですとか、そういったものをより例えば柔軟に電子

申請を認めるべきではないかというものなのですけれども、これの見直しを進めるのですけれども、まずはN I T EにおけるJ C S SやM L A Pの手続において、より柔軟な手段での電子申請を認めるべく改正を行うということといたします。

最後の論点でございますが、21でございますが、「自治体間が協力していく取り組みの必要性」ということで、複数の自治体が広域連合ですとかそういったものの補完協力をしていく取り組みということでございますが、こういったものは自治体の自主的な取り組みには任せますが、その上で、国は、自治体が連携している先進的な取り組みがあれば率先して自治体に情報提供していくということを考えております。

あと、最後のページでございますが、全体のまとめといたしまして、方向性（案）ということで一覧表をお示ししております。色分けもしておりますが、主に視点1、視点2のところを中心に見直しを進めるといったものが多くなっているという状況です。これはご参考までにお示しいたします。

事務局からは以上でございます。

○高増部会長　ありがとうございます。

たくさんの論点があるのですが、時間の許す限り議論をしたいと思います。

では、どうぞ。

○田中（正）委員　日環協の田中と申します。

一番最初に出てきた論点9のほうから論点11までが、私どもの業界、環境分析に絡むところですので、先にご質問等お聞きしたいことがありますので。

まず、先に2つあるのですが、そのまず第1として、この中に何度か出てくる「ガイドラインの整備」とか「ガイドラインを改正する」とかいう言葉が使われているこの「ガイドライン」というのは、今現状、各自治体計量検定所もしくは計量行政部門が私ども計量証明所へ立ち入りするときに使われているガイドラインを意味するのでしょうか。もしそうであれば、このガイドラインの取り扱い、実は今、非公開なのです。したがって、そこが改正されても、私ども事業者が自主的取り組みで新たに変えていくことがみえない状態です。現実として、今、自治体さんが、私ども立ち入り検査されているのが3～8年で一巡するというぐらいの時間スパンがかかっています。その上さらに、現状として計量証明所に立ち入りをされていない自治体も何県か私自身存じ上げています。そういうことであれば、ここでせっかくこういう改定をしていただいて、より普及していくということであれば、このガイドラインの取り扱い、そういった対象を自主的取り組みで、言葉がI S O

と並べていいのかわからないのですが、「要求事項」とかというような形で、公開ということで扱うようなガイドラインにしてもらうことが可能かどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○三浦計量行政室長　ガイドラインは今私どももありまして、このガイドラインの中には、いわゆる内規のようなものと、事業者の方、外部の方にお示しをしたほうが良いというものがこれまで混在しておりまして、それで全体として非公開になっていたということは委員ご指摘のとおりでございます。私どもは、この計量制度の見直しに先立ちまして、昨年度中にこのガイドラインの中身を精査いたしまして、公開すべきものにつきましては、既にホームページ上に公開してございます。そのため、計量証明のところにつきましても、そういう意味では一部公開になっているところでございます。

今回、私ども制度見直しのところでガイドラインを見直すことをお示ししておりますが、そのとおりにガイドラインを改正する、あるいはガイドラインを整備することになれば、やはり同じような判断基準のもとに、事業者の方々にお示ししたほうがよりの確に計量法の執行ができるというものについては公開をしたいと考えてございます。

○田中（正）委員　ありがとうございます。そういった中に、自治事務による自治体の計量立ち入り等の指導というお話ですけれども、できれば統一していただければと思います。私ども、他県にまたがって複数事業者あるところでの作業手順書が一律されるということがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、もう一点、この中に証明検査を現状どおりするということが、論点10の見直し方向性の(3)現状制度とするということが書かれているのですけれども、これは今、計量証明検査を実際やっている自治体とやられない自治体の比率で、やられていない自治体が相当数あると——3年に1回ですね——という実情がございまして。やられている4割の自治体も、3年に1回程度、いわゆるJQAさんの出向での検定を受けることをもって証明検査にかえるというような運用をされている話も聞いております。それとは全く別に、5年なり8年の計量検定を受けなければいけない期間というのがございまして。そうすると、3年に1回自治体が、実際きっちりやられている自治体に計量証明事業所があるところは、この検定とはまた別にpH計2年あるいはガスメーター8年という検定を中間年に受けなければいけないということがございまして。したがって、自治体の実施している計量証明検査に合わせていただき、3年に1回の証明検査と、それを受けたことによって計量での検定の5年目とか8年目は免除とかいうようなことで、一本化できるようなところを今回の

改正の中に落とし込むということはできないのでしょうか。

○三浦計量行政室長 やっていない自治体があるというのは、正確に把握しなくてはいけないのですが、今ここの論点10のところには、計量証明検査と立入検査が少々混在して記載されております。私どもの制度は、計量証明検査は環境計量証明事業者がお持ちの特定計量器について、通常行われる検定に加えて定期的に検査をするというものだと理解しております。こちらについてはきちんと対応されていると理解しております。一方で、計量証明検査ではなく立入検査で行われている環境計量証明事業者への定期的なチェック、こちらについては、ご指摘のとおり、これは必ず行わなくてはいけないとなっていないものですので、自治体の自主的な判断に応じて濃淡があるということは承知しております。

○田中（正）委員 その2つの室長のご理解の中で、自治体が行う証明検査ですね。いわゆる濃度の検定以外に3年に1回行うということについても、一度実施状況を自治体へアンケートをとっていただければと思います。その上で、やはり不合理があるというよりも、きっちり運用しているところと運用していないところ、その辺をやはり自主的な取り組みの中で運用が一本化できればいいかなという感じはしております。

○三浦計量行政室長 どこまで一本化するというのは、立入検査そのものは自治体ごとの判断ということに計量法上はなっておりますので、そこは自治体とも具体的に、自治体の状況も我々が調査しつつ、どういうところができるのかという点は検討してまいりたいと思っております。

○田中（正）委員 証明検査のほうもぜひアンケートをとっていただければと思います。

それと、この中に書いていただいている11番、私どもがご提案させていただいたのですが、実際に分析報告書、計量証明書を見て混乱しているので、いわゆる%とwt%、明記を分けて運用というのはどうですかとご提案させていただいた内容ですが、ここに書いていただいた理由は、民間事業者による自主的な標準化ということがありますので、これはぜひ私ども協会、正会員、準会員あわせて約700社ぐらいに事業影響がありますので、その中で発表しつつ、自主的な運用として書き方のモデルという形でやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○高増部会長 どうもありがとうございました。

では、ほかにご意見、ご指摘はございますでしょうか。

○三浦計量行政室長 1点訂正させていただきますと、先ほどのガイドラインの公表の話はまだ公表はされていなくて、近々、いつとは申しませんが、公表することにしてござ

います。申しわけございません、訂正させていただきます。

○高増部会長 では、ほかの論点についても、ご意見、ご指摘がございましたらお願いいたします。

では私からなのですが、先ほどの論点7はスマートメーターの話ばかりして、ICタグの話が今回いろいろ出てきたのですが、あれは、委員会とかをつかって取り組むとか、そういうようなことを中長期的には考えるということなのではないでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐 そうです。ICタグについては、やはり義務づけまでは新たな負担になるのでちょっと難しいということなのですが、できれば計量器の団体を中心として取り組んでいただきたいということを考えております。

○高増部会長 どうもありがとうございます。

○田中（康）委員 計量機器工業連合会では分野別に技術委員会があり、一部の委員会では実際に検討を始めています。また、それ以外の技術委員会でも積極的に検討しているという話になっております。

○高増部会長 ありがとうございました。

では、ほかの論点についても何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○山崎委員 論点20についてでございます。申請者の利便性の向上ということで、電子的な手続によって申請を認める、申請できるように見直していくということでございますけれども、まずはNITEにおけるJCSS、MLAPの手続においてということで、これにつきましては、現行ですとフレキシブルディスクという、いわゆるフロッピーディスクしか認められていないという状況で、時代に合わせて見直していく必要があるというのは当然だと思いますし、申請者さんからの要望も私ども受けてきておりますので、NITE手続上は現在の紙による申請等の平行になりますので、手続がふえることにはなりませんけれども、やはり申請者の利便性の向上を考えまして改正していただきたいように思います。

○高増部会長 どうもありがとうございます。

では、ほかに何か。

○戸谷委員 論点18の商品量目制度の国際勧告への整合化ということで、計量団体が提案されてきました極少量商品の内容量というのが今回見送りということになっているわけなのですが、私の理解が正しければ、この包装商品に関するR87という国際勧告を前提として、先ほどの非自動はかりのOIML勧告があるという認識なのですが、片方だけ取り

上げて、片方は国際勧告との整合性を無視するといっは何ですけれども、世界一厳しい日本独自の制度にすると。これは問題ないのでしょうか。

○石川計量行政室室長補佐 計量行政室、石川です。

そもそもOIMLは、工場やサンプルの平均値をベースにしております。例えば100個選んだら、そのうちの3つのサンプルをベースとしているものですし、OIMLの5グラム未満のものの量目公差は確か9%と非常に高いものだったはずです。前提としているベースが全然違うものですので、我が国の計量法における量目公差というのは何グラムのかは何かなり何グラムというように全品に対して実施しているものなので、前提が違うのと、一律OIMLに対して5グラム未満のものが9%と設定されているから日本の量目公差も9%というのは、一律に適用するというのはおかしいのではないかという意識でこのことを書いております。

○戸谷委員 一応、加盟国は道義的に導入する責任を負っているわけなのですが、その辺は大丈夫なんですね。

○三浦計量行政室長 そこは大丈夫でございます。道義的にももちろん義務は負っておりますが、必ず全部一致させなくてはいけないということではございません。特に、今、石川が説明をいたしました、商品量目につきましては我が国独自の制度としてOIMLの基準よりも非常に厳しい規制を行っておりますので、5グラム以上のところも、そういう意味ではOIMLに整合的ではないということでもあります。

○高増部会長 よろしいでしょうか。

では、何かほかに。

○田中（正）委員 何度も済みません。田中でございます。

論点9の大題目は、「計量証明事業者に所有を義務づけている機器の見直し、都道府県による指導の均一化」という中で、「今後の展望」のところの●で計量証明書をめぐる動きとグローバル化のことが書かれていて、次の「見直しにおける方向性」も、委員会の設置、見直しを進めるという中に、●の2つ目で「国際的な視点での見直しの実行」が書かれています。これは私がこれを読んだ時の感想として先ほどの「今後の展望」の●の最後に「検討する必要がある」と。さらに次の方向性のところの●のところも、「これからの状況をふまえて、計量証明結果の国際的な活用を視野に入れ、適切な機器の設定などの見直しを進める必要がある」と。ほかのところの文面の末尾の最後の言葉のまとめ方となり、「必要がある」ということで強調しているように読めるのですが特別に強調すべ

きことがあるのでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐　そこは特に深い意図はございませんで、検討しますということでございます。

○高増部会長　では、ほかの部分で何かご指摘の点、ご質問等がございますでしょうか。

○田中（康）委員　論点の13番の、修理事業者に関してですが、将来的にはI CタグやQRコードではかりを管理していく事になる事は納得しますが、現状では修理事業者による修理の内容が管理されていないため、それに対しては、修理したことを届出する等何らかの検討は今後もあると思います。

○高増部会長　論点12の、再検定までの使用可能の制度との兼ね合いはどうですか。

○田中（康）委員　これに関しては、論点2との組み合わせて考える事で、この内容のままがいいと思います。○高増部会長　ありがとうございました。

では、ほかにご意見とかご質問とか。

<意見なし>

では、視点3についてのご意見をいただきました。資料2が、すごくたくさんあったのですが、一通り全体をみられたというのでよかったなと思っているのですが、全体を通してご指摘をしたいというところがございましたら、改めて論点1～21までについてもよろしいですし、それ以外に全体的な考え方とか進め方でも、何かご意見、ご指摘がございましたらお伺いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○田中（康）委員　論点の自動はかりのところで、先ほども少し触れましたが、19ページの、政令施行後少なくとも2～3年という期間は、今後のディスカッションで改めて検討される内容とは思いますが、実際は型式承認をとって、それから検定試験をする時間を考慮すると、2～3年という期間はなかなか厳しいだろうと考えていることを、お伝えさせていただきます。

○高増部会長　どうもありがとうございました。

ほかに全体を通して何か、ご指摘とかご質問とか。

○戸谷委員　今後、今の自動はかりの関係もありますし、また、指定検定機関の導入等、民間の方に移行していきますと、自治体を中心にやってきた部分はノウハウ等がますます薄れていくという前提があります。その中で、例えば自動はかり、立入検査だけやれといわれても、初めてみるような人がおそらく多いということで、余り期待できないと思うんです。そういう中で、国の関係機関の方々も研究開発費等かなり制約されて大変だとは

思うのですが、全国的な組織として存在する公的機関が一定のサーベイランスを担っていくということを、そういう視点を忘れずに織り込んでいただければと思います。お願いします。

○高増部会長　ありがとうございます。そこはすごく重要な視点で、いろいろ方向性を出すときに考えなくてはいけないと思います。どうもありがとうございます。では、議題2の議論は本日はここまでとしまして、本日の議論、意見は、今後とりまとめる答申案の内容としてできるだけ盛り込んでいきたいと思います。

では、議題3はその他でございますが、その他は特にないということで、きょう特にご意見とかご指摘があればお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

<意見なし>

では、どうもありがとうございました。

では、事務局から、今後の進め方について説明をお願いいたします。

○三浦計量行政室長　次回、第2回の基本部会は、7月6日水曜日の13時15分から16時、場所はこちら経産省の別館1階の101—2という会議室になりますので、よろしく願いいたします。

第2回につきましては、本日委員の皆様にご審議いただきました内容を踏まえまして、この主要論点を事務局にて整理いたしまして、さらに詳しくご議論をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○高増部会長　ということですので、よろしく願いいたします。

では、本日は以上をもちまして第1回の計量行政審議会基本部会を閉会いたします。どうも暑い中、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

——了——

お問合せ先

産業技術環境局 計量行政室

電話：03-3501-1688

FAX：03-3501-7851